

障害児者 福祉のしあい

～各種保健福祉サービスのご案内～

令和元年度



富士河口湖町 福祉推進課

富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555(72)6028(直通)

FAX 0555(72)6027

fukushi@town.fujikawaguchiko.lg.jp

●もくじ

●障害者手帳●	- 1 -
身体障害者手帳（赤色の手帳）	- 1 -
療育手帳（青色の手帳）	- 2 -
精神障害者保健福祉手帳（緑色の手帳）	- 4 -
●医療費の助成制度●	- 5 -
重度心身障害者医療費助成制度	- 5 -
自立支援医療	- 9 -
自立支援医療（更生医療）	- 9 -
自立支援医療（育成医療）	- 10 -
自立支援医療（精神通院医療）	- 11 -
限度額認定証	- 13 -
後期高齢者医療制度の適用	- 13 -
肝炎患者インターフェロン治療助成事業	- 13 -
●生活をしやすくする制度●	- 14 -
補装具	- 14 -
日常生活用具	- 15 -
やまなし思いやりパーキング制度	- 18 -
住宅の確保及び改築	- 20 -
公営住宅の入居紹介	- 21 -
生活福祉資金貸付	- 21 -
●その他の助成制度●	- 21 -
富士河口湖町重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業	- 21 -
自動車燃料費の助成	- 22 -
介助用自動車改造、購入費の助成	- 22 -
自動車改造費の助成	- 23 -
自動車運転免許取得費の助成	- 23 -
●税金の控除・減免●	- 24 -
所得税等の控除	- 24 -
相続税の控除	- 24 -
贈与税の非課税（特別障害者扶養信託）	- 24 -
個人事業税・不動産取得税の減免	- 24 -
マル優制度	- 24 -
自動車税・自動車取得税の減免	- 25 -

●各種割引制度●	- 27 -
乗り物の割引	- 27 -
有料道路通行料金の割引	- 28 -
携帯電話の障害者割引	- 28 -
ふれあい案内	- 29 -
NHK 放送受信料の免除	- 29 -
施設利用料の割引	- 29 -
●各種手当・障害年金●	- 30 -
特別児童扶養手当	- 30 -
障害児福祉手当	- 30 -
特別障害者手当	- 31 -
富士河口湖町心身障害者（児）福祉手当	- 31 -
山梨県心身障害者（児）扶養共済	- 32 -
障害年金	- 32 -
●自立支援給付・地域生活支援事業●	- 33 -
精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）	- 38 -
●相談窓口●	- 39 -
富士北麓障害者基幹相談支援センター	- 39 -
富士ふれあいセンター	- 41 -
富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）	- 41 -
都留児童相談所	- 41 -
民生委員活動	- 41 -
障害者相談所	- 41 -
山梨県 福祉プラザ	- 42 -
●聴覚障害者のためのサービス●	- 43 -
手話通訳者・要約筆記者の派遣（意思疎通支援事業）	- 43 -
手話・字幕つきビデオの貸し出し（字幕・手話入りビデオライブラリー）	- 43 -
災害等メール配信サービス	- 43 -
聴覚障害者向け放送番組（目で聴くテレビ）	- 43 -
地域生活支援事業（養成事業）	- 43 -
●視覚障害者のためのサービス●	- 44 -
視覚障害者情報サービス	- 44 -
点字郵便物の無料扱い	- 44 -
点字での投票	- 44 -
●『働きたい』を支援するサービス●	- 45 -

ハローワークでの障害者求職登録（どうやって仕事をみつけるの？）	- 45 -
ジョブコーチ（1人で仕事ができるかなあ・・・）	- 45 -
トライアル雇用（自分にあっている会社なのか心配・・・）	- 45 -
障害者雇用を支援する機関（就労についていろいろ相談したい・・・）	- 45 -
社会適応訓練	- 45 -
 ●障害者の権利をまもる制度●	- 46 -
日常生活自立支援事業	- 46 -
成年後見人制度	- 46 -
 ●難病の方を支援する制度●	- 47 -
特定疾患治療研究事業	- 47 -
山梨県難病相談・支援センター	- 47 -
 ●病気のお子さんを支援する制度●	- 48 -
小児慢性特定疾患治療研究事業	- 48 -
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	- 48 -
 ●富士北麓の障害者団体・家族会●	- 49 -
 ●障害者マーク●	- 50 -
国際シンボルマーク	- 50 -
やまなし思いやりパーキング制度	- 50 -
クローバーマーク（身体障害者標識）	- 51 -
聴覚障害者マーク	- 51 -
耳マーク	- 51 -
ハートビルマーク	- 51 -
オストメイトマーク	- 52 -
 ●社会福祉協議会実施事業●	- 53 -
健康・いきがい事業	- 54 -
在宅福祉サービス事業	- 55 -
施設等運営事業	- 56 -
相談事業	- 57 -
生活福祉資金種類別貸付対象一覧	- 58 -

●障害者手帳●

～身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳～

障害者手帳は、法律に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。
手帳の交付を受けると、各種の福祉サービスを受けることができます。
障害の種類によって『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』があります。

身体障害者手帳（赤色の手帳）

【等級】

重度のほうから順に1級から6級まで

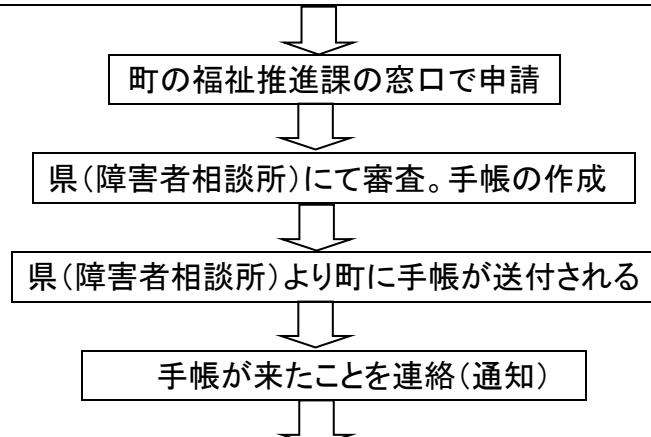
【障害種別】

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能障害
- ③ 音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由
 - 上肢機能障害
 - 下肢機能障害
 - 体幹運動機能障害
 - 脳原性運動機能障害
- ⑤ 内臓機能障害
 - 心臓機能障害
 - じん臓機能障害
 - 呼吸器機能障害
 - ぼうこう又は直腸機能障害
 - 小腸の機能障害
 - ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
 - 肝臓機能障害

【交付の手続き】

申請から交付まで1か月半～2か月かかります。

診断書の作成(身体障害者福祉法第15条指定医師が記入)



町の福祉推進課の窓口にて手帳を受け取る

※診断書は、必ず身体障害者福祉法第15条指定医師に作成してもらってください。

15条指定医師でない場合、その診断書での申請は却下されます。

【申請に必要なもの】

1. 申請書(身体障害者手帳交付申請書)
2. 診断書(身体障害者福祉法第15条指定医師の診断書・意見書)
3. 顔写真2枚(上半身脱帽 タテ4cm×ヨコ3cm)
4. 印かん(認印でかまいません)
5. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)

※手帳の交付申請は、障害が固定してから出来ます。障害固定の期間は種別によって違いますので、医師にご確認下さい。

※自立支援医療(更生医療)と同時申請も可能です。更生医療の要件も確認してください。

※身体障害者手帳の交付日は、町の受理日になります。必要書類に不備や不足がある場合は受理できませんので、提出前に確認してください。

※有期認定期間がある方は2ヵ月前に通知がありますので、再認定の手続きをして下さい。再認定を行わない場合、身体障害者手帳が資格要件になっている制度(重度医療、障害者手当等)について、資格が失われますので、必ず再認定を行ってください。

療育手帳（青色の手帳）

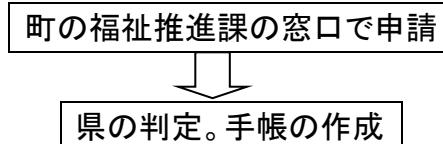
療育手帳は、概ね18歳までの間に、何らかの原因により知的発達に遅れや障害があり、かつ、現在も知的能力の障害のため、生活に様々な制限がでている方が対象となります。

【等級】

障害程度	障害程度の基準
A-1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1・2級に該当する障害を有する者。
A-2a	最重度の知的障害を有する者。
A-2b	重度の知的障害を有する者。
A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する障害を有する者。
B-1	中度の知的障害を有する者。
B-2	軽度の知的障害を有する者。
最重度 IQ 20未満、重度 IQ 20～35、 中度 IQ 36～50、軽度 IQ 51～75	

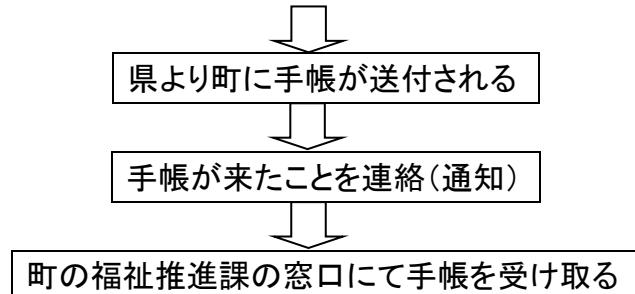
【交付の手続き】

申請から交付まで1か月半～2か月かかります。



※ 18歳未満は都留児童相談所、18歳以上は県障害者相談所にて行います。

※ 判定の日時は、後日連絡がきます。



【申請に必要なもの】

1. 申請書(療育手帳交付申請書)
2. 顔写真1枚(上半身脱帽 タテ4cm×ヨコ3cm)
3. 印かん(認印でかまいません)
4. 証明書 ※申請時18歳に達している場合、必要となります。
 - ア)小学校(高学年)の成績表
 - イ)中学校の成績表
 - ウ)支援学校の在学証明書、特殊学級の在籍証明書
 - エ)上記証明書が用意できない場合、当時の担任の意見書

※認知症や不安定な精神症状等による知的能力低下と区別するため、18歳未満の知的能力の確認を行います。

※「再判定時期」欄に年月が記載されている場合には、指定された年月までに必ず再判定を受けて下さい。再判定を行わなかった場合、療育手帳によって受けているサービス(重度医療等)の資格が失われますので注意してください。再判定は、指定された年月の3ヶ月前からできます。



精神障害者保健福祉手帳（緑色の手帳）

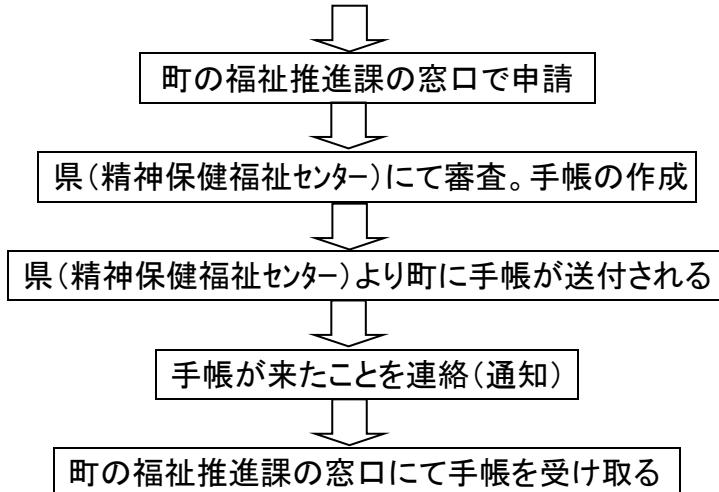
【等級】

重度のほうから順に1級から3級まで

【交付の手続き】

申請から交付まで1か月半～2か月かかります。再審査の対象になった場合には、さらに時間がかかります。

- ・診断書の作成。
 - ・障害年金を受給されている方は年金証書又は振込通知書を用意
- ※申請の方法は、『診断書』と『障害年金』と2種類あります。



【申請に必要なもの】

1. 診断書(福祉推進課の窓口にあります)
または、障害年金証書+直近の振込通知
2. 申請書(障害者手帳等申請書)
3. 顔写真1枚(上半身脱帽 タテ4cm×ヨコ3cm)
4. 印かん(認印でかまいません)
5. 同意書 ※障害年金証書+直近の振込通知で申請の場合
6. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)

※障害年金証書+直近の振込通知で申請の場合、精神障害で認定を受けている必要があります。認定区分が違う場合(身体障害や知的障害で認定されている場合)は、診断書での申請になります。また、障害年金から老齢年金に切り替えた場合は、年金証書+振込通知書での申請はできませんので注意してください。

※自立支援医療(精神通院医療)との同時申請(診断書での申請)も可能です。

※有効期間は2年間です。必ず再判定を受けて下さい。再判定を行わなかった場合、精神障害者保健福祉手帳によって受けているサービス(重度医療や福祉手当)の資格が失われますので注意してください。再判定は、指定された年月の3ヶ月前からできます。

●医療費の助成制度●

～重度心身障害者医療費助成制度・更正医療・精神通院公費・
高額医療・後期高齢者医療制度の適用・肝炎患者インターフェロン治療助成事業～

重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障害を持つ方に対して、医療機関で健康保険を使って支払った自己負担のうち医療費分を公費で助成します。山梨県内の医療機関等では受給者証(黄色)と健康保険証等を提示してください。窓口で自己負担分を支払った後、約3ヵ月後に口座に振込まれます。(自動還付方式)。

山梨県外の医療機関及び接骨院等一部の医療機関では窓口で自己負担分を支払った後、支払領収証を福祉推進課窓口に提出しますと約3ヵ月後に口座に振り込まれます。(償還払方式)

なお、心身に重度の障害を持つ障害児は、「18歳に達する以後の最初の3月31日まで」は受給者証(桃色)を医療機関等の窓口に提示すれば、医療費が窓口無料となります。(障害児窓口無料方式)

【助成の対象者】

医療保険に加入している方で、次の要件を全て満たす方が対象となります。

①次のいずれかにあてはまること。

- 身体障害者手帳所持者⇒『1級』『2級』『3級』
- 療育手帳所持者⇒『A』
- 精神障害者保健福祉手帳所持者⇒『1級』『2級』
- 障害年金受給者⇒『1級』『2級』
- 特別児童扶養手当受給者

※障害年金で要件を満たしている場合、老齢年金へ切り替えると重度医療は非該当となるので注意してください。

②所得が限度額以下であること。

申請年の1月～10月までは、前々年の所得金額、11月～12月までは前年の所得金額で判定します。

【助成期間】

申請日又は資格取得日(手帳交付日)から10月31日まで。

(11月1日以降も助成を受けるには更新手続きが必要になります。)

※受給要件となっている手帳等について有効期限がある場合、再認定を行わないと重度医療の受給資格が失われますので注意してください。

【助成を受けるためには(受給者証交付申請)】

医療の助成を受けるためには、事前に『重度心身障害者医療費助成金受給資格者証』の交付を受けることが必要です。福祉推進課の窓口で申請をします。(※毎年更新です。)
※他の医療助成制度(自立支援医療等)にも該当する場合、必ずそちらの申請も行って下さい。

■申請に必要な持ち物

1. 申請書
2. 委任状兼同意書 ※加入保険により書式が違います。
3. 口座振込依頼書
4. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書・特別児童扶養手当受給者証)
5. 所得課税証明書(転入された方。本人及び本人の生計維持者分が必要です)
6. 印鑑
7. 被保険者証
8. 預金通帳
9. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)

【診療を受けるとき(県内の医療機関等の場合(受給者証提示／自動還付方式))】

受給者証と保険証などを病院や院外処方の薬局などに提示し、自己負担分を支払ってください。診療月の約3ヶ月後に登録した口座に振込まれます(自動還付方式)。

※県外医療機関、針灸あん摩マッサージ(保険診療)、接骨院等の一部医療機関では、自動還付されません。償還払の申請が必要になります。

※自己負担分の未納があった場合、該当月の該当医療機関分が自動還付の対象外となりますので、償還払の申請が必要です。

※新規の方や転入の方は、申請月が自動還付の対象外となりますので、償還払の申請が必要です。

【次のことにご注意ください】

☆振込内容確認の際必要となりますので最低1年間は領収証を保管してください。

☆医療機関等で端数を四捨五入して請求するため、支払額と振込額に差異が生じます。

☆被用者保険・組合国保加入者の場合、医療費が高額となった場合は医療費一部が医療保険者(各保険組合)からの還付となるため、町から全額還付となりません。高額療養費の還付については医療保険者(各保険組合)にお問い合わせください。

☆高額療養費の支給状況等によって、超過支給があることが判明した場合は、その月以降の医療費支給額から減額調整してお振込みすることができますのでご了承ください。

☆助成は、医療保険の対象となる医療費のみです。(入院時食事療養費、生活療養費、医療保険外診療行為、医療保険の対象とならないものなどは助成の対象なりません。)

☆受給者がお亡くなりになった場合は、振込口座の変更手続きをお願いします。

【助成対象にならない物(例えは……)】

- 保険適応外の医療(予防接種等)
- 文書料・入院時の食事などの自費分
- 筋肉痛が痛い等の理由によるマッサージ

【医療費助成の申請が必要な場合(償還払いの申請)】

1. 山梨県外の医療機関(薬局)
2. 療養費払い(針灸あん摩マッサージ(保険診療)・接骨院・装具)に係る費用
3. 受給資格者証や被保険者証を医療機関窓口に提示できなかった場合
4. 受給資格者証の内容を変更していなかった場合(保険変更等)
5. 自己負担分の未納があった月の該当医療機関のもの
6. 転出入があった月のもの

※ この場合は、翌月以降に福祉推進課の窓口で医療費の支給申請をしてください。(月ごと)

※ 領収書に「保険適応分」等の記載がない場合は、助成対象金額が不明なので、医療機関で記入してもらって下さい。(医療点数、金額、医療機関名等)

■申請に必要な持ち物

『重度医療費助成金請求書』『領収書(原本)』

【被保険者証を提示しなかった場合や補装具等、全額負担した場合】

加入している保険で還付手続き(保険負担分の申請)を行った後に重度医療での助成になります。

■申請に必要な持ち物

『重度医療費助成金請求書』『領収書』『証明書(医師の意見書)』『還付通知』

(領収書、証明書については、加入している健康保険に提出することになるので、写しをあらかじめ取ってください。)

【登録事項に変更があったとき】

『住所、氏名、加入している健康保険がかわったとき』は、変更の手続きをしてください。

■申請に必要な持ち物

『印かん』『受給資格者証』 保険変更の場合は『新しい健康保険証』

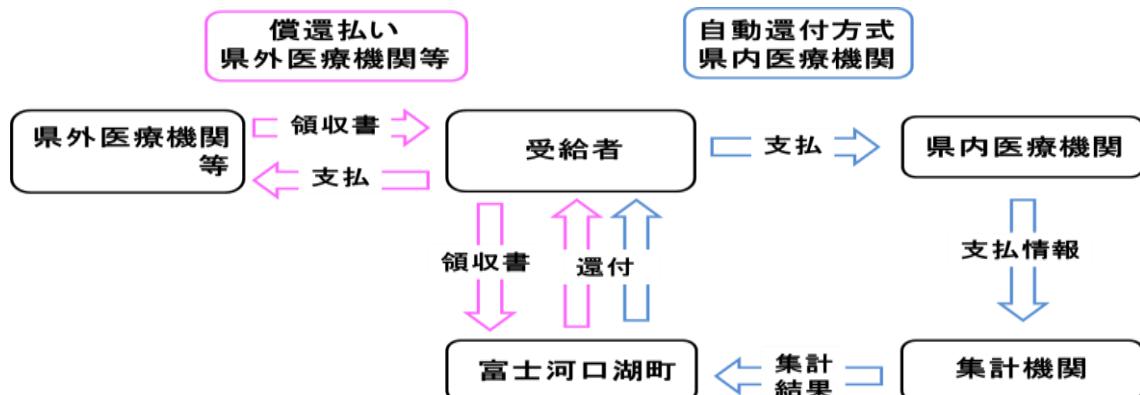
※住所の変更の場合、町内転居のみです。町外への場合は、転出先で新規申請になります。

【受給資格がなくなるとき】

次の場合は受給資格がなくなります。受給資格者証も使えなくなりますので返還してください。

- 富士河口湖町外に転出するとき(転出先で手続きを取ってください)
※転出月は、自動還付が出来ませんので、富士河口湖町と転出先で申請をしてください。
- 死亡したとき
- 要件に該当しなくなったとき(手帳の有効期限が切れた、障害に該当しなくなった)
- 生活保護世帯になったとき

【医療費還付のイメージ】



【重度心身障害者医療費貸与事業】

重度心身障害者医療費助成金受給資格証をお持ちの方の医療費を貸与する事業です。

【対象となる医療費等】

山梨県内の病院・薬局(自動還付の対象になる医療機関)での医療費の自己負担分。

貸与の上限額は、医療保険の自己負担上限額です。(1,000円単位)

※県外医療機関や療養費扱いのもの等、償還払の対象になるものについては対象外です。

【申請方法】

申請書類を福祉推進課に提出してください。申請期間は診療月の前々月の11日から前月の10日までです。申請は重度心身障害者医療費助成制度の申請者の方が行ってください。

※申請前に必ず福祉推進課にご相談ください。

※申請期間後や診療後の申請も可能ですが、申請から約2週間後の振込になります。

※代理申請も可能ですが、委任状が必要になります。

【申請書類】

1. 貸与申請書
2. 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の写し
3. 委任状兼同意書
4. 借用書
5. 200円分の収入印紙(貸与申請額が10,000円未満の場合は不要)
6. 委任状(代理申請の場合)
7. 理由書(上限額を超える場合)
8. 申請診療月の前月の領収書(貸与額の参考になるもの)

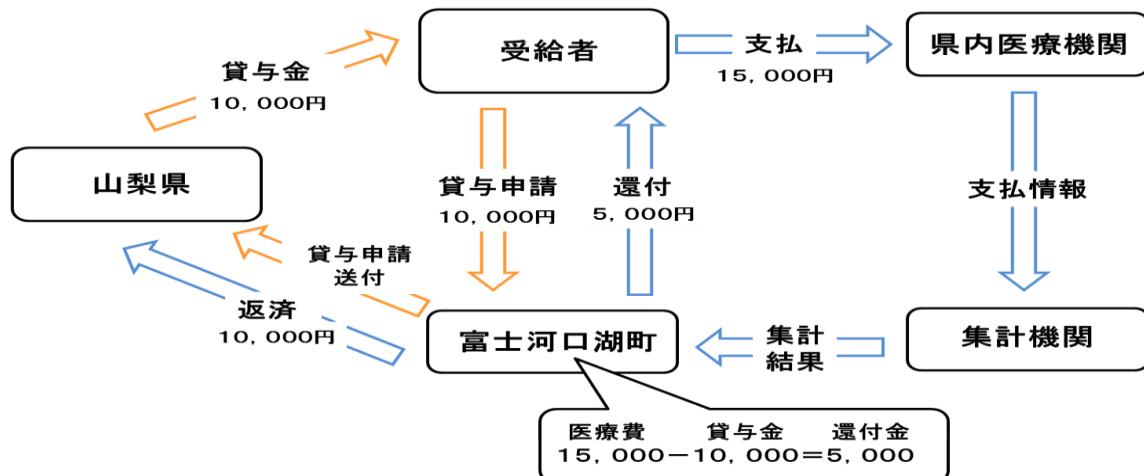
【返済方法】

申請診療月以降の医療費助成金から町が県に払い込むことで返済します。

※ただし、返済期限(申請診療月の4か月後)までに返済を完了できない場合は、県より納付書が郵送されます。

【貸与制度イメージ】

例) 貸与額10,000円、実際の医療費15,000円の場合



自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療があり、特定の障害や疾患について指定医療機関(病院・薬局)での医療費の自己負担割合が1割になります。また、世帯の所得区分により月の自己負担上限額が設定されます。

※自立支援医療における世帯の考え方は、受診者と同一保険に加入している方です。

自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障害者手帳(受けようとする医療についての障害で認定を受けている)をお持ちの方で、障害の軽減・改善を図るための医療を、指定医療機関で受けたときの保険診療の自己負担分を軽減する制度です。ただし、確実な治療効果が認められる治療に限ります。

【対象となる医療の代表例】

①視覚障害 角膜混濁 → 角膜移植術 白内障 → 水晶体摘出術	②聴覚障害 外耳性難聴 → 形成術 鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術
③言語障害 発音・構音障害 → 形成術	④そしゃく機能障害 唇顎口蓋裂 → マルチブラケット
⑤肢体障害 関節強直 → 人工関節置換術 麻痺障害 → 運動神経切除術・理学療法 義肢の装着 → 切断端形成術	⑥心臓障害 心室心房中隔欠損 → 根治手術 完全房室ブロック → ペースメーカー埋込み術 心房細動 → 除細動器埋込み術
⑦腎臓障害 腎臓機能全廃 → 人工透析・腎移植術 抗免疫療法・合併症	⑧小腸機能障害 小腸切除等 → 中心栄養静脈法
⑨免疫障害 HIV 感染 → 抗 HIV 療法、免疫調整療法	⑩肝臓障害 肝臓移植、抗免疫療法

※原則、3ヶ月以内。人工透析や免疫療法等の場合は最長12ヶ月。期間延長が必要な場合は、再認定申請が必要になります。

【自己負担】

原則一割負担ですが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されます。

【助成を受けるためには】

原則、事前申請です。事前に福祉推進課の窓口で申請をします。手術後の申請については認められません。ただし、心臓機能障害の緊急手術については、心臓機能障害の障害者手帳を既に所持しており、医療機関より町担当者への緊急手術の連絡、緊急連絡票(心臓)の提出があった場合で、手術後1ヶ月以内に受理できた場合のみ認められます。

■申請に必要な持ち物

1. 申請書
2. 同意書
2. 印かん
3. 更生医療意見書(指定医が記入したもの)
4. 健康保険証の写し(受診者と同一の保険に加入している方全員分)
5. 身体障害者手帳(受けようとする医療と同じ障害の認定を受けている物)
6. 特定疾病療養受療証の写し(人工透析などにより受療証を持っている場合)
7. 世帯の所得額や課税額がわかる書類(転入などで、町で収入を確認できない場合)
8. 障害年金、遺族年金、各種手当の支給を受けている場合、支給額が分かる物(振込通知書や預金通帳)
9. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)

⇒同一の健康保険に加入している方全員分

※身体障害者手帳を所持している場合でも、認定された障害と更生医療で受けようとする医療の障害が一致しない場合は、助成を受けられません。手帳の変更申請が必要です。

※手帳同時申請の場合、手帳、更生医療のどちらかに不備があった場合は、両方の申請を受理できません。また、手帳が却下された場合、更生医療も非該当となります。

※人工透析や免疫療法等を行う場合、治療開始後の申請は認められますが、申請の受理日(書類に不備・不足無く提出)から更生医療の適用となります。受理日以前の医療費については助成できません。

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障害をお持ちの方で、機能障害の軽減・改善を図るための医療を指定医療機関で受けたときの保険診療の自己負担分を軽減する制度です。ただし、確実な治療効果が認められる治療に限ります。

【対象となる医療の代表例】

①視覚障害 白内障 → 手術、レーザー治療	②聴覚・平衡機能障害 外耳性難聴 → 形成術
③音声・言語・そしゃく機能障害 口蓋裂等→形成術、歯科矯正等	④肢体不自由 骨軟化症等→関節形成術、関節置換術等
⑤心臓障害 完全房室ブロック → ヘースメーカー埋込み術	⑥腎臓障害 慢性腎不全 → 人工透析・腎移植術
⑦小腸機能障害 小腸切除等 → 中心栄養静脈法	⑧肝機能障害 胆道閉鎖症 → 肝移植、抗免疫療法
⑨その他内臓機能障害 先天性機能障害	⑩免疫機能障害 HIV 感染 → 抗 HIV 療法

【自己負担】

原則一割負担ですが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。

【助成を受けるためには】

原則、事前申請です。手術後の申請については認められませんので注意してください。緊急手術など事前申請ができない場合、医療機関からの連絡、遅延理由書の内容により遅延理由が妥当だと判断できる場合、認められる場合があります。事前申請が困難な場合には速やかに福祉推進課へご相談ください。

県の審査機関で審査を行い、審査結果を基に町で受給者証を交付します。申請から交付まで、1ヵ月半から2ヵ月程度時間が掛かります。

■申請に必要な持ち物

1. 申請書
2. 印かん
3. 育成医療意見書
4. 健康保険証の写し(受診者と同一の健康保険に加入している方全員分)
5. 同意書
6. 世帯の所得額や課税額がわかる書類(転入などで、町で収入を確認できない場合)
7. 障害年金、遺族年金、各種手当の支給を受けている場合、支給額が分かる物(振込通知書や預金通帳)
8. 遅延理由書(事前に相談が有り、遅延理由が妥当だと判断された場合)
9. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)
⇒同一の健康保険に加入している方全員分

※緊急手術による術後申請の場合は、術後1ヵ月以内かつ入院中(費用精算前)に申請書を全て揃えて提出してください。この期間を過ぎた場合は、受理ができません。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の治療のために、継続して通院している方の医療費の自己負担を公費で助成する制度です。

※通院の医療費のみ助成対象です。入院については助成されません。

※県の審査機関で審査、受給者証の交付を行います。申請から1ヶ月半から2ヶ月程度時間がかかります。

※精神障害者手帳と同時申請が可能です。

【自己負担】

原則一割負担ですが、前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。

【助成を受けるためには】

■申請に必要な持ち物

1. 申請書及び同意書(町役場にあります)
2. 印かん
3. 診断書(精神通院公費用) ※手帳同時申請の場合、手帳用の診断書
4. 健康保険証(受診者と同一の健康保険に加入している方全員分)
5. 世帯の所得額や課税額がわかる書類(転入などで、町で収入を確認できない場合)
6. 障害年金、遺族年金、各種手当の支給を受けている場合、支給額が分かる物(振込通知書や預金通帳)
7. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)
⇒同一の健康保険に加入している方全員分

※有効期限は1年間で、3ヶ月前から再認定が可能です。診断書については、2年ごとに提出になります。

自立支援医療 Q & A

●自立支援を受ける(登録する)病院、薬局はどこでもいいのか?

⇒自立支援医療の指定(各都道府県が指定)を受けている病院、薬局のみです。利用したい医療機関が指定医療機関になっているか事前に確認してください。

●別の病院にかかりたいのですが?

⇒変更申請を提出してください。受給者証に記載してある医療機関でのみ利用できます。
他の医療機関で医療を受けた場合、助成対象外になります。

●手術をしてしまったが申請は可能ですか?

⇒手術後の申請は認められません。ただし、心臓の緊急手術の場合、いくつかの条件が満たされていれば認められる場合がありますので、手術の前に福祉推進課にご相談ください。

●透析を受け始めてしまったのですが、申請できますか?

⇒申請は可能ですが、開始日は書類の受理日からになります。受理日以前の医療費については助成対象外です。

●手帳を持っていないのですが、更生医療は受けられますか?

⇒手帳を持っていない方は受けられませんが、手帳と同時申請は可能です。ただし、手術前であることが前提です。育成医療については、手帳の有無は問いません。

●人工透析で更生医療を受けているが、心臓の手術を受けることになりました。

⇒更生医療は、障害ごとに認定を受ける必要があります。身体障害者手帳の変更申請と心臓についての更生医療の申請が必要です。育成医療についても障害ごとに申請してください。

●精神通院医療を受給中で、入院することになったが助成されるのか?

⇒入院は対象外です。精神通院医療は通院のみ対象になります。

※申請の受理について

手帳や自立支援医療の交付日(有効期限開始日)は受理日になります。申請の受理は、提出書類に不備・不足が無い場合のみ行うことができます(受付とは違います)。書類の記入方法や必要書類について不明な点がある場合は、必ず問い合わせてください。

限度額認定証

入院等により医療費が高額になった場合、医療機関への支払い後に各保険者から限度額を超える分の医療費の還付が有りますが、限度額認定証の交付を受けることにより、1医療機関への医療費支払いを限度額までに抑えることが出来ます。申請方法については、各保険者に確認してください。

後期高齢者医療制度の適用

後期高齢者医療は、原則として75歳以上の方が加入する保険ですが、65～74歳までの要件を満たす方については、申請をすることで加入することができます。

【他の保険との違い】

自己負担の割合について、国保、雇用保険は、70歳未満は3割、70歳以上は所得により1～3割に対し、後期高齢者医療は1割です(所得によって3割になる場合もあります)。

保険料についても変わります。住民課の国保担当に問い合わせてください。

【対象者】

次の要件を満たす方は、65才から適用になります。

- 身体障害者手帳⇒『1級』『2級』『3級』『4級の一部(音声・言語機能、両下肢)』
- 療育手帳⇒『A-1』『A-2a』『A-2b』(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳⇒『1級』『2級』
- 障害年金⇒『1級』『2級』

※手帳や障害年金には、再認定期日があります。再認定により要件を満たさなくなったりや再認定を行わなかった場合は、後期高齢者医療から脱退となります。

【助成を受けるためには】

町の住民課の国保担当の窓口で申請します。

■申請に必要な持ち物

1. 申請書(役場にあります)
2. 保険証
3. 要件を確認できるもの(障害者手帳・障害年金証書)
4. 印かん

肝炎患者インターフェロン治療助成事業

肝炎治療特別促進事業に基づき、B型ウイルス性肝炎又は、C型ウイルス性肝炎の方で根治を目的としたインターフェロン治療又は核酸アナログ製剤療法を行う方について保険診療分の自己負担額の助成を行っています。

富士・東部保健福祉事務所が申請窓口となっています。申請条件、必要書類等は富士・東部保健福祉事務所にお問合せ下さい。

富士・東部保健福祉事務所 地域保健課

富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校のとなり) TEL:0555-24-9035

●生活をしやすくする制度●

～日常生活用具・補装具・居室整備資金の補助と貸付・
公営住宅の優先入居・生活支援資金貸付～

補装具

身体障害者(児)が障害によって失われた機能を補って、日常生活を容易にするために、次のような種目で、「補装具」の交付及び修理を行なっています。

障害種別	種目(補装具名)
視覚障害	盲人用安全杖、義眼、眼鏡(色めがねは廃止)
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、起立保持具、歩行補助杖(一本杖は除く)、座位保持装置、頭部保持具、排便補助具
重度の両上下肢かつ 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
難病患者	車椅子、歩行支援用具(歩行器)、意思伝達装置、整形靴

※労災や介護保険が優先となります。

【自己負担】

一割負担ですが、世帯の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。課税世帯は1割負担、非課税世帯は無料になります。

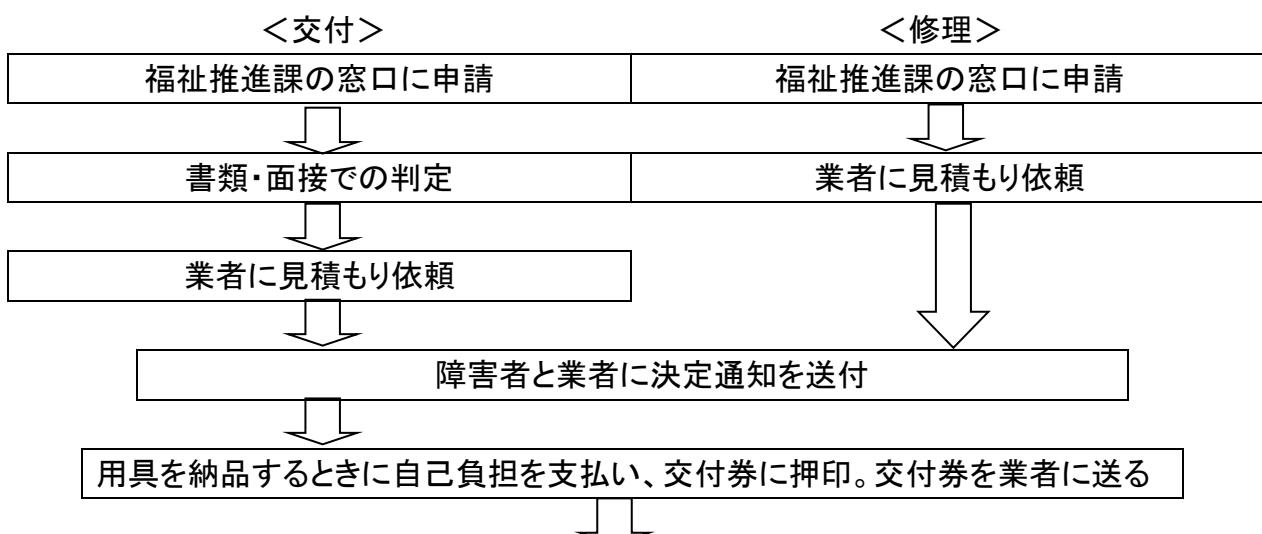
【助成を受けるためには】※補装具作製後の申請はできません。

事前に福祉推進課の窓口にて申請してください。

■申請に必要な持ち物:『印かん』、『障害者手帳又は特定疾病医療受給者証等』、『マイナンバーカード又は(個人番号)通知カード』

他市町村から転入された方等、場合によっては、上記の持ち物の他に書類提出をお願いすることがあります。

【助成の流れ】



町が業者に公費分を支払う

【来所での判定】

18歳以上の方で、次の補装具を申請する場合、来所していただき、面接でその要否に関して、山梨県障害者相談所が判定をします。申請後に判定日の日時をご連絡しますので、身体障害者手帳と使用している補装具があれば持参してください。

※場所は県立富士ふれあいセンター、判定日は月2回。

電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置、義肢、装具、座位保持装置、
車椅子(レディメイド手押し型を除く全ての型)

日常生活用具

障害者が日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な機器の購入を、公費で助成します。

【自己負担】

課税世帯は1割負担、非課税世帯は無料になります。

【助成を受けるためには】

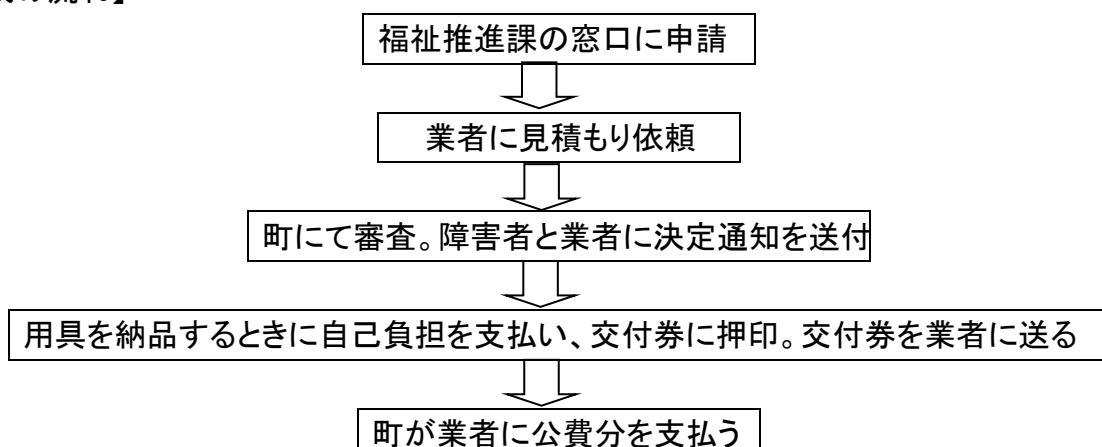
事前に福祉推進課の窓口にて申請する。※購入後の申請はできません。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 障害者手帳、特定疾病医療受給者証等
3. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード)

※他市町村から転入された方等、場合によっては、上記の持ち物の他に書類提出をお願いすることがあります。

【助成の流れ】



【介護保険との関係】

平成12年度から、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖(一部除く)につきましては介護保険制度による給付が受けられるようになりました。(ただし、要介護度区分により対象にならないものもあります。)

介護保険の介護用品の貸与と障害者施策による補装具の給付の両方の支給要件に該当する方は、原則として介護保険制度による貸与を受けてください。ただし、身体上の理由等で介護保険の貸与品が利用できない方は障害者施策から給付を受けることができます。

※介護保険の日常生活用具

貸与：特殊マット、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、歩行支援用具

給付：便器、特殊尿器、入浴補助用具、移動用リフト(つり具の部分)

【日常生活用具の種目と対象者】

種目	対象者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。寝たきり状態にある難病患者。
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者。(児童の場合は2級を含む。)重度又は最重度の知的障害児・者。原則として3歳以上の者。寝たきり状態にある難病患者。
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。自力で排尿できない難病患者。
入浴担架	入浴に家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者又は難病患者。ただし、原則として3歳以上の者。
体位変換器	下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害2級鶴以上の中等度の身体障害児・者又は寝たきり状態にある難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者。
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。原則として3歳以上の者。下肢又は体幹機能に障害がある難病患者。
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上の者。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害に障害を有する身体障害児・者で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者。入浴に介助を要する難病患者。
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。常時介護を要する難病患者。
T字状・棒状の杖(一本杖)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害児・者で家庭内の移動等において介助を必要とする者。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害児・者。又は、重度又は最重度の知的障害児・者若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害児・者及び重度又は最重度の知的障害児・者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者。上肢機能に障害のある難病患者。
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は難病患者であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。
電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者。
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)。
視覚障害者用電子歩行補助具	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、白杖・盲導犬等と併用することにより、移動の困難が軽減されると認められるもの。ただし、原則として学齢児以上の者。
透過液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析方法を行う障害児・者。ただし、原則として3歳以上の者。

ネブライザー (吸入器)	・呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの。
電気式 たん吸引器	・難病患者で呼吸器機能に障害のある者。
酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。
盲目用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。
盲目用体重計	視覚障害 2 級以上の視覚障害児・者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。
盲目用血圧計	視覚障害 2 級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。
携帯用会話 補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。
情報・通信 支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障害児・者。
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。
点字器	視覚障害 2 級以上の視覚障害児・者。原則として学齢児以上の者。
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の視覚障害児・者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の視覚障害児・者。ただし、原則として学齢児以上の者。
視覚障害者用活 字文書読上装置	視覚障害者 2 級以上。ただし、原則として学齢児以上の者。
視覚障害者用 拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって本装置により文字等を読むことが可能となる者。ただし、原則として学齢児以上の者。
盲目用時計	視覚障害 2 級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害児・者等とする。ただし、原則として学齢児以上の者。
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者。
視覚障害者用 地デジ対応ラジオ	視覚障害 2 級以上の視覚障害者(児)。
人工喉頭	咽喉摘出者。
人工鼻	喉頭摘出者。
福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。
点字図書	町長が別に定める。
ストマ用装具	直腸機能障害又はぼうこう機能障害。

紙おむつ等	直腸やぼうこう機能障害があり、ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。身体障害者手帳(肢体不自由のみで)3級以上の者かつ療育手帳A-1,A-2aの者で医師の意見書により排便若しくは排尿機能障害と判定できる者。
収尿器	高度の排尿機能障害。
居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。p20を参照してください。
視覚障害者用ワードプロセッサー (共同利用)	視覚障害児・者で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。

やまなし思いやりパーキング制度

障害のある方や高齢者の方、けが人の方などで、車の乗り降りに配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

【申請方法】

福祉推進課の窓口にお越しいただき、申請書を提出してください。代理申請の場合、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。

1. 申請書
2. 確認書類

※利用証は原則即日交付します。(確認のため後日となることがあります。)

申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担になります。

【利用方法】

「思いやり駐車区画」の案内標示が提示されている駐車場に駐車する際、利用証を自動車のルームミラーにかけるなど、車外からみえるように提示してください。対象となる方が運転又は同乗している場合に利用できます。



この案内表示が目印です。
駐車には利用証が必要です。



利用証をルームミラーにかけるなど、見えるようにして駐車してください。
 緑:有効期限5年
 橙:有効期限は要件に該当する期間又は、必要と認められる期間

交付対象者・有効期間

区分	要件	確認書類	期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳 5年	
	聴覚機能障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	音声、言語、そしゃく機能障害	対象としない		
	肢体不自由	上肢 2級以上		
		下肢 6級以上		
		体幹 5級以上		
	脳病変による運動機能障害	上肢機能 2級以上		
		移動機能 6級以上		
	内蔵機能障害 又は免疫機能障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓機能 4級以上		
		免疫機能 4級以上		
知的障害		A(A-1、A-2a、A-2b、A-3)	療育手帳	
精神障害		1級	精神障害者手帳	
難病患者		特定医療費(指定難病)、特定疾患医療、小児慢性特定疾病医療受給者、指定難病にかかっている者	各受給者証 知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書	
高齢者		要介護 1 以上	介護保険者証	
妊産婦		母子手帳交付日から産後 1 年 6ヶ月。産後は 1 歳 6ヶ月以下の乳幼児同伴に限る。	母子手帳	
発達障害		移動に介助者の特別な注意が認められる人	医師の意見書 5年以内で必要とする期間	
けが人		けがにより歩行が困難で車椅子、杖等を使用している人	医師の意見書 1年以内で必要とする期間	

※要件となっている手帳等に有効期限(再認定期日)がある場合は、必ず更新・再認定を行ってください。障害等に該当しなくなった場合、等級が変更になり要件に該当しなくなった場合は速やかに利用証を返却してください。

① 居室整備資金の補助

日常生活環境を改善するために、専用居室・浴室・便所及び台所等を整備、(改造、改築又は増築に限る)する場合、その経費の一部を、山梨県が実施主体となり、補助します。(50 m²未満)

【対象者】

在宅の重度心身障害者(18歳以上で日常生活において常時介護を必要とする肢体不自由身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者)

【補助を受けるためには】※工事着工後の申請はできません。

工事の着工前に町の福祉推進課の窓口にて申請します。

この制度は、整備内容や世帯の所得等、種々の制限があります。手続きに1ヶ月程度かかることがあります。この間工事にかかることができませんので、余裕を持って事前に協議して下さい。また、完成後の検査等の手続もありますので、申請年度の12月末までの申請のみ受け付けます。ただし、県の予算がなくなり次第、受付終了となります。

② 居室整備資金の貸付

日常生活環境を改善するために、専用居室等を造築または改築する場合、必要な資金を、山梨県社会福祉協議会が実施主体となり、貸付します。

【対象者】

老人又は重度心身障害者(日常生活で常時介護を必要とする身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者)

【貸付を受けるためには】※工事着工後の申請はできません。

工事の着工前に、町社会福祉協議会に申請。また、この制度は、整備内容等に種々の制限がありますので、事前に相談してください。

③ 住宅改造費助成事業(日常生活用具給付事業)

日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の重度障害者の生活環境を改善するために、居住生活動作補助用具の購入、改修工事費を給付します。

【対象者】

町内に居住する、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する重度身体障害者(身体障害者手帳1・2・3級所持者)

【居住生活補助用具】

対象となる住宅改修の範囲は「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「床、通路面の材料変更」「扉の取替え」、「便器の取替え」等。

【給付を受けるためには】

工事の着工前に町の福祉推進課に申請。必ず事前に相談してください。

公営住宅の入居紹介

住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅へ入居することができます。また、心身障害者をはじめ、ひとり親世帯、老人(60歳以上)などの方は、優先的な入居の配慮を受けられる可能性がありますので、問合せてください。

【入居に関してのお問合せ】

県営住宅の場合 ⇒ 山梨県住宅供給公社管理課(電話 055-237-1656)に相談。

町営住宅の場合 ⇒ 町都市整備課(電話 0555-72-1976)に相談。

生活福祉資金貸付

身体障害者世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進及び在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにするために、生活福祉資金の貸付を行います。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

【貸付を受けるためには】

町社会福祉協議会にお問い合わせください。電話 0555-72-1430

●その他の助成制度●

～福祉タクシー利用料金助成事業・自動車燃料費の助成

介助用自動車改造、購入費の助成・自動車改造費の助成・自動車運転免許取得費の助成～

富士河口湖町重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業

在宅重度心身障害者（児）が、通常の交通機関を利用することが困難なためにタクシーを利用する場合に、その初乗り運賃の額を助成します。

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方及び山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の支給を受けている方は除きます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由1・2級または視覚障害1・2級の方。
- ②療育手帳所持者のうち、障害の程度がAの方。
- ③介護慰労金受給対象者であって、町民税非課税世帯の方。

【助成の内容】

助成券を月2枚の割合で発行します。助成券により、初乗り料金が助成されます。また、助成券には有効期間(1年間)があります。

【助成を受けるためには】

福祉推進課の窓口で申請します。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 障害者手帳等の要件になっているもの

自動車燃料費の助成

障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部について助成します。

【対象者】

次の要件①および②に該当する方

①身体障害者1・2級、療育手帳 A

②自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方。

【助成の内容】

助成金は1ヶ月50リットルを限度とし、1リットルあたり40円(軽油については18円)の割合で支給されます。※自動車税の減免の証明をうけた翌月から該当になります。

申請には、

【助成を受けるためには】

手続きの詳細については、毎年11月から12月頃に広報に掲載しますので御覧下さい。

※申請用紙は、毎年11月頃から町役場福祉推進課にて配布しています。

※該当者は忘れずに手続きして下さい。

介助用自動車改造、購入費の助成

自動車をリフト付等に改造、又は改造してある自動車の購入に要する経費を助成します。

【対象者】

日常生活において、車椅子を使用している在宅の方で、身体障害者手帳が下肢、体幹機能障害2級以上の方、もしくは障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準に規定するランクB又はランクCに該当する65歳以上の方。

【助成の内容】

自動車をリフト付等に改造、又は改造してある自動車の購入に要する経費の3分の2(40万円を限度とする。)を助成します。

【助成を受けるためには】

改造・購入前に町の福祉推進課の窓口で申請します。※改造・購入後の申請はできません。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 身体障害者手帳
3. 自動車の改造・購入に要する経費の見積書
4. 住民票謄本
5. 主たる生計維持者の前年の所得証明書

審査後に改造・購入手続き(契約)を行っていただきます。また、改造・購入後に契約書の写し、領収書の写し、車検証の写し、車両の写真(改造部分のわかるもの)の提出して頂き、審査を行います。申請から助成完了まで時間がかかりますので、交付申請は原則として、当該年度の12月末までとなります。ただし、県の予算範囲内で交付されますので、予算がなくなり次第、当該年度の受付が終了となります。尚、助成事業が完了した日から起算して5年間は知事の承認を受けないで譲渡、交換、貸付、担保等にしないで下さい。(承認を希望の場

合は書類の提出が必要になります。)

自動車改造費の助成

身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する経費(操向装置及び駆動装置の改造に要する経費)を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳 上肢・体幹機能障害2級以上、及び下肢機能障害3級以上

【助成の内容】

自動車の改造に要する経費(操向装置及び駆動装置の改造に要する経費で10万円を限度とする。)を助成します。

【助成を受けるためには】

改造前に福祉推進課の窓口で申請します。※改造後の申請はできません。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 身体障害者手帳
3. 自動車の改造に要する経費の見積書
4. 車検証
5. 免許証
6. 所得状況証明書

改造後に実績報告を提出していただきますが、その際車両を改造した部分の写真を必要書類と一緒に提出していただきます。尚、助成事業が完了した日から起算して5年間は富士河口湖町長の承認を受けないで譲渡、交換、貸付、担保等にしないで下さい。
(承認を希望の場合は書類の提出が必要になります。)

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合、町が実施主体となり、取得費用の一部を助成します。

【対象者】

町内に居住し、身体障害者手帳1級または2級(ただし、体幹機能障害にあっては3級以上、下肢機能障害にあっては4級以上)、または療育手帳の交付を受け、自動車運転免許適性検査に合格した方。

【助成の内容】

教習料金に3分の2を乗じた額。ただし、10万円を限度とする。

【助成を受けるためには】

県警察本部運転免許課で適性検査を受け、「適性検査結果表」の交付を受けた上で、免許の取得前または取得後6ヶ月以内に町の福祉推進課の窓口で申請します。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 身体障害者手帳
3. 適性検査結果表

※県警察本部運転免許課(南アルプス市下高砂 825 番地 山梨県総合交通センター内

●税金の控除・減免●

～所得税・住民税・相続税・贈与税・個人事業税・不動産取得税・マル優制度・自動車税～

所得税等の控除

【所得税】

①特別障害者控除 400,000円

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方)

②普通障害者控除 270,000円

(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方)

【住民税】

①特別障害者控除 300,000円

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方)

②普通障害者控除 260,000円

(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方)

詳細は、町の税務課にお問い合わせください。TEL 0555-72-1113

相続税の控除

障害者が相続により財産を取得する場合、相続税の控除が受けられます。

詳細は、税務署にお問い合わせ下さい。

贈与税の非課税（特別障害者扶養信託）

家族や個人が重度障害者に対して金銭を贈与する場合に、一括して金銭を信託銀行に預け、そこから自動的に障害者に支給するシステムがあります。これを利用する場合に贈与税は6,000万円までが非課税となります。詳細は、税務署にお問い合わせ下さい。

大月税務署 大月市御太刀2丁目8番10号大月地方合同庁舎 TEL 0554-22-3151

個人事業税・不動産取得税の減免

重度の視覚障害者が行うあんま、マッサージ、指圧などに類する事業を行う際の事業税や、障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する家屋で一定のものを取得した場合などで税金が減免されます。

詳細は、税務署にお問い合わせ下さい。

総合県税事務所 甲府市飯田1-1-20 TEL 055-223-1386

マル優制度

マル優制度等により、預貯金の利子が非課税扱いの適用が受けられます。

くわしくは最寄りの金融機関へお問い合わせください。

障害者のために使用される自動車については、一定の要件を満たす場合、一人につき一台に限り、自動車税及び自動車取得税の減免が受けられます。

【減免の対象となる障害程度】

自動車を誰が運転するかによって、減免の要件や手続きが異なります。

- ①本人運転：障害者が自ら運転
- ②家族運転：主に障害者の使用に供する障害者と生計を一にする方が運転
- ③常時介護者運転：障害者が単身で生活する場合に常時介護する方が運転

身体 障 害 者 手 帳 【赤 色】	障害の区分	①本人運転	②家族運転③常時介護者運転
	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害)	
	上肢不自由	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級・2級 1級～3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害		1級・3級
免疫機能障害・肝臓機能障害			1級～3級
療育手帳【紺色】			障害の程度A
精神保健福祉手帳【緑色】			1級

※手帳に記載されている個別障害の等級です。

※身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表を参照してください。

【対象となる自動車】

もっぱら障害者の通学等のために継続的に利用されている自動車が対象となります。

- 障害者の方またはその方と生計を一にする方が所有する自動車で、障害者本人または障害者と生計を一にする方が運転する自動車。
- 障害者のみの世帯の方が所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車。
- 18歳未満の障害児の場合は、その方と生計を一にする方が所有(取得)する自動車。

※『もっぱら』とは?

1年を通じて通学等のために週3回以上、もしくは総使用日数(走行距離)の50%以上を使用する場合をいいます。(複数個所への通学等の合計でも可)

※『通学等』とは?

通学・通院・通所・生業(通勤を含む)をいいます。

※『生計を一にする方』とは?

障害者と収入および支出を共同にして日常生活を営み、かつ同一家屋に起居している方で、町にて証明をうけた(減免資格証明書を交付された)方です。

【手続き】

①本人運転

軽自動車の場合⇒町税務課に申請

(ただし軽自動車取得税減免は山梨県自動車税事務所へ申請)

普通自動車の場合⇒山梨県自動車税事務所に申請

■持ち物:『障害者手帳』『運転免許証』『車検証』『印かん』

②家族運転③常時介護者運転

- まず、減免資格証明書の交付手続きをします。

■申請する場所

身体障害者手帳・療育手帳⇒町の福祉推進課の窓口で交付申請

精神障害者保健福祉手帳⇒富士・東部保健福祉事務所

■申請に必要なもの

『通学等の証明書・誓約書・運転計画書』『障害者手帳』『車検証』『運転免許証』『印かん』

- 軽自動車は年度途中の申請はできません。納期限の7日前までに申請してください。

■申請に必要なもの

『減免資格証明書(3ヶ月以内)』『障害者手帳』『運転免許証』『車検証』『印かん』

※住所が一致している必要があります。ご確認ください。

①『本人運転』⇒障害者手帳と運転免許証と車検証の住所が一致

②『家族運転』⇒障害者手帳と運転免許証と車検証の住所が一致

③『常時介護者運転』⇒障害者手帳と車検証の住所が一致

山梨県自動車税センター(山梨県総合県税事務所自動車税部 自動車税課)

笛吹市石和町唐柏1000-4 電話055-262-4662 FAX055-263-2421

●各種割引制度●

交通機関・高速道路・携帯電話・電話番号案内NHK放送受信料の割引・施設入場料割引

乗り物の割引

※障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載されている区分『第1種』『第2種』をご確認ください。

①JR(日本旅客鉄道) ※私鉄鉄道会社においても同様の割引をおこなっている場合あり。

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』の所持者。

【割引率】

対象	割引対象 乗車券類	割引 率	備考
第1種障害者とその 介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含み ます。但し回数乗車券はJR線区間単独の 発売となります。
第1種障害者とその 介護者・12歳未満の 障害者とその介護者	定期乗車券小 児定期乗車券 を除く	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含み ます。小児定期旅客運賃については割引を 適用しません。
障害者が単独でご 利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を 含みます。)

【割引を受けるには】

乗車券を購入する際に、障害者手帳を提示して下さい。

※詳しくは、各鉄道会社に確認してください。

②乗合バスの運賃割引

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』の所持者。

【割引率】※県内に発着するバス路線に乗車する場合

対象	普通乗車券	定期乗車券
第1種障害者とその介護者		
12歳未満の障害者とその介護者	5割引	3割引
精神障害者保健福祉手帳		
第2種障害者	5割引	3割引

【割引を受けるには】

乗車券を購入する際に、障害者手帳を提示して下さい。(精神障害者保健福祉手帳について
は、平成26年8月1日から)

※詳しくは、各バス会社に確認してください。

③航空運賃の割引

【対象者】※定期航空路線(国内線)に搭乗する場合

12歳以上の身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳所持者本人および介護者1名

※平成30年10月以降、順次割引の適用範囲が拡大されます。適用開始日や割引率は航空会社によって異なりますので、各航空会社までお問い合わせください(割引が適用にならない航空会社もあります)。

【割引を受けるには】

航空券販売窓口に手帳を提示してください。

④タクシー運賃の割引

【対象者】

『身体障害者手帳』『療育手帳』の所持者。

【割引率】

10%割引(山梨県タクシー協会加入業者のタクシーに乗車する場合)

【割引を受けるには】

タクシーを利用する際に、手帳を提示してください。

※詳しくは山梨県タクシー協会に問い合わせてください。TEL:055-262-1212

有料道路通行料金の割引

【対象者】

障害者本人が運転する場合と介護者が運転し、障害者本人が同乗する場合があります。

本人運転の場合、手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種または第2種の方

介護者運転の場合は旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種の方のみとなります。

※第2種の方は、介護者運転での申請はできません。

【割引率】

50%以内 ※登録できる車は1人1台です。

【割引を受けるには】

事前に福祉推進課の窓口で申請をして、障害者手帳に車の登録(証明)をします。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 身体障害者手帳又は療育手帳
3. 免許証(障害者本人運転の場合)
4. 登録する車の車検証
5. ETCカード※ETCを利用する方
6. ETCセットアップ申込書・証明書 ※ETCを利用する方
7. 割賦契約書又はリース契約書 ※割賦購入又は長期リースの場合

※登録する車やETC名義等にも要件がありますので確認してください。

※ETCの方は登録に2週間程度かかります。

携帯電話の障害者割引

障害者手帳を所有する方の携帯電話の基本料金などが、ほぼ半額になるなどの制度があります。

携帯電話会社により、サービス内容が異なりますので、詳しくは各携帯電話窓口にお問い合わせください。

ふれあい案内

NTTでは電話番号案内を無料とするふれあい案内を提供しています。

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちで次の障害を有する方。

・視覚障害 1級～6級

・肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1級・2級

戦傷病者手帳をお持ちで次の障害を有する方

・視覚の障害 特別項症～第6項症

・上肢の障害 特別項症～第2項症

療育手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引を受けるには】

事前に登録が必要です。手続き等につきましては、0120-104174(フリーダイヤル)までお問い合わせください。

NHK放送受信料の免除

【対象者と減免内容】

本人または同居家族のどなたかが、障害者手帳(身体・精神・療育)を持っている又は、児童相談所等の知的障害者判定を受けており、**世帯全員が住民税非課税の方**

⇒放送受信料が全額免除

世帯主が契約者で、身体障害者手帳が視覚・聴覚障害又は、重度障害者(身体障害者手帳が1・2級、療育手帳がA-1・A-2a・A-2b、精神障害者手帳1級)

⇒放送受信料が半額免除されます。

【割引を受けるには】

福祉推進課にて証明を受け、NHK甲府放送局に申請書を提出してください。

■証明に必要な持ち物

1. 印かん

2. 障害者手帳

施設利用料の割引

● 町立の施設

入場の際に手帳を提示してください。

○富士河口湖町立美術館(富士河口湖町河口3170 TEL73-8666) 本人、付添い1名 半額

○富士河口湖町ミューズ館(富士河口湖町小立923 TEL72-5258) 本人、付添い1名 半額

○芙蓉の湯(富士河口湖町船津6713-51 TEL72-6626) 本人無料 ※町民のみ利用可

○健康プラザ(富士河口湖町小立2487 TEL73-3738) 本人無料 ※町民のみ利用可

● 県立の施設

入場の際に手帳を提示してください。いずれも入場料が無料となります。

○山梨県立美術館(甲府市貢川1-4-27 TEL055-228-3322)

○山梨県立博物館(笛吹市御坂町成田1501-1 TEL055-261-2631)

○山梨県立富士湧水の里水族館(忍野村忍草3098-1 TEL20-5135)

●各種手当・障害年金●

～特別児童扶養手当・障害児手当・特別障害者手当・重度心身障害者福祉手当
山梨県心身障害者(児)扶養共済・障害年金～

特別児童扶養手当

中程度以上の身体又は知的障害のため、日常生活において常時監護を必要とする20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に対して、特別児童扶養手当が支給されます。

※ 所得制限があります。 ※施設入所の場合は、受給できません。

【手当の金額】 ※年3回(4・8・11月)、通帳口座振込により支給

1級：月額 52,200円

2級：月額 34,770円

【手当を受けるには】

福祉推進課の窓口で申請をします。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん

2. 障害者手帳

3. 診断書(所定の様式があります。)

※障害者手帳をお持ちの場合、省略できることあります。

4. 戸籍謄本

5. 住民票謄本

6. 通帳(父母等の名義)

7. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード) 世帯全員分

※特別児童扶養手当が非該当となった場合、特別児童扶養手当が要件となっている制度(重度医療)の資格も失われます。

障害児福祉手当

20歳未満で身体又は知的に重度で永続する障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害児に対して、障害児福祉手当が支給されます。

※ 所得制限があります。 ※施設入所の場合は、受給できません。

【手当の金額】 ※年4回(2・5・8・11月)、口座振込により支給

月額 14,790円

【手当を受けるには】

福祉推進課の窓口で申請をします。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん

2. 障害者手帳

3. 診断書(所定の様式があります。)

※障害者手帳をお持ちの場合、省略できることあります。

4. 戸籍謄本

5. 住民票謄本

6. 預金通帳(障害児の名義)

7. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード) 世帯全員分

特別障害者手当

20歳以上で身体又は知的に著しく重度で永続する障害(原則として重複障害)があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に対して、特別障害者手当が支給されます。※所得制限があります。※施設入所、3か月以上の入院の場合は、受給できません。

【手当の金額】※年4回(2・5・8・11月)、口座振込により支給
月額 27,200円

【手当を受けるには】

福祉推進課の窓口で申請をします。

■申請に必要な持ち物

1. 印かん
2. 障害者手帳
3. 診断書(所定の様式があります。)
※障害者手帳をお持ちの場合、省略できることがあります。
4. 戸籍謄本
5. 住民票謄本
6. 預金通帳(障害者の名義)
7. マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード又は通知カード) 世帯全員分

富士河口湖町心身障害者(児) 福祉手当

町内に住む心身障害者(児)に対して、その福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給します。※障害年金の受給者は対象外となります。

手当の支給は年2回(9月と3月の末日)、口座振込により支給します。

※障害の程度(等級)が変更になった場合は、支給金額が変更になります。また、手帳に該当しなくなった、手帳の更新を行わなかった場合は資格が失われます。

【手当支給金額】

障害者	障害児	支給金額
身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	月額3,500円
身体障害者手帳3級 療育手帳A3 精神障害者保健福祉手帳2級	身体障害者手帳3~6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2、3級	月額2,800円
身体障害者手帳4級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳3級	――	月額2,300円
身体障害者手帳5・6級	――	月額1,300円

山梨県心身障害者（児）扶養共済

心身障害児・者の将来について、保護者が持たれる不安を軽くするために、山梨県心身障害者（児）扶養共済制度を実施しています。この制度は心身障害児・者（身体障害者手帳の1～3級所持者及び知的障害、精神障害のある者）の保護者が、任意に加入するもので、保護者が死亡し又は身体に著しい障害を有することとなった場合、心身障害児・者に年金が支給されます。

【手当を受けるには】

加入申込書及び添付書類は、町の福祉推進課の窓口にありますので、加入を希望される方は、手続きをして下さい。

障害年金

傷病によって、一定程度の障害の状態になった者に対して支給される年金です。

①障害基礎年金

国民年金に加入している期間中に障害の状態になったとき、又は国民年金法に定める程度の障害のある児童が20歳になったとき、障害基礎年金が受給できます。

【手当を受けるには】

受給要件がありますので、まずは町の住民課年金担当や年金機構にご相談ください。

②障害厚生年金

厚生年金保険法に基づいて支給される障害年金。各種公務員等が加入している共済年金、船員保険法に基づく船員の障害年金も、障害厚生年金とほぼ同様です。

【手当を受けるには】

受給要件がありますので、まずは大月年金事務所（0554-22-3811）にてご相談ください。

③特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給の対象となる方】

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※給付金を受けるためには、日本年金機構での認定が必要になります。

【手当を受けるには】

町の住民課年金担当の窓口にてご相談ください。

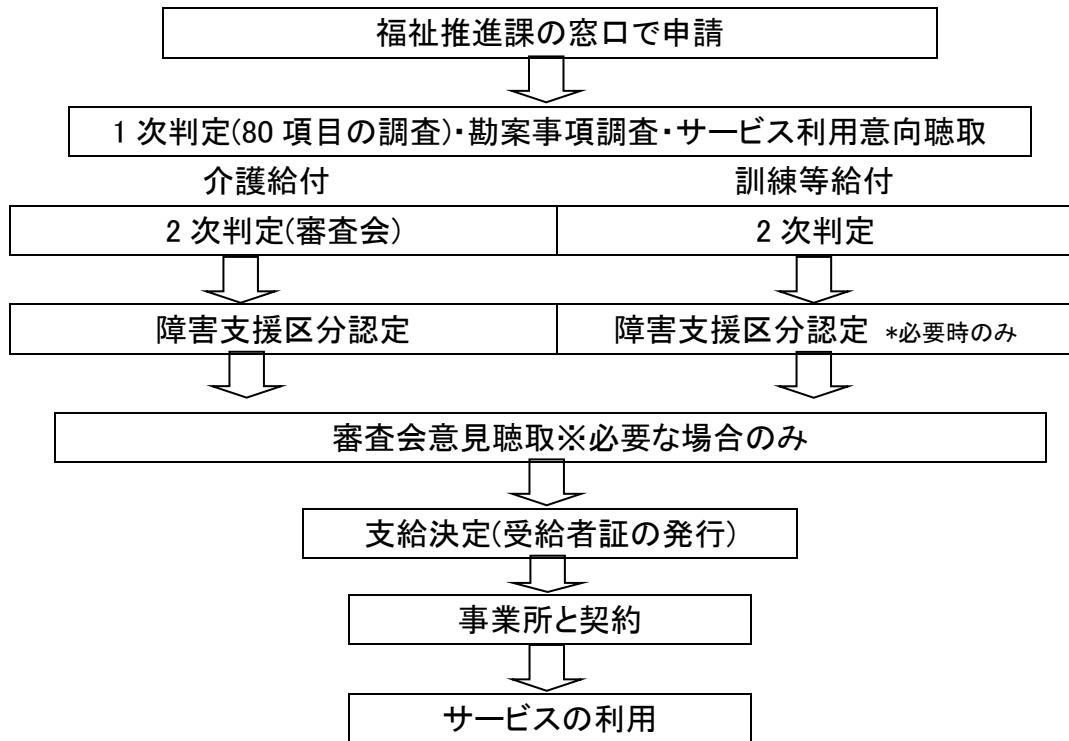
問い合わせ先 0555-72-1114

●自立支援給付・地域生活支援事業●

【対象者】

障害児・障害者（身体障害・知的障害・精神障害・難病）

【サービスを利用するには】



【申請に必要なもの】

1. 支給申請書兼利用者負担額減額の免除等申請書、収入申告書（窓口にあります）
2. 印かん
3. 障害者手帳（ない方は障害を確認できるもの⇒障害年金証書や自立支援医療受給者証など）
4. マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード）

※障害年金を受給している方、他市町村から転入された方等、場合によっては、上記の持ち物の他に書類提出をお願いすることがあります。

【サービスの種類と内容】

● ホームヘルパーが家庭を訪問して介護を支援するサービス

居宅介護	家庭で、介護（入浴・食事介助等）や家事（掃除や洗濯・買物等）などの日常生活の援助を行うサービスです。	介護 給付
重度訪問介護	重度の障害（肢体不自由）があり、常に介護が必要な方が対象。家庭における介護から外出時の移動までを総合的に支援します。	
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかで介護が必要な程度が非常に高いと認められた方。居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	

● ホームヘルパーが外出時の移動を支援するサービス

同行援護	視覚障害により移動に著しく困難を有する人に、移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつなどの介護など、外出の際に必要となる援助を行います。	介護給付
行動援護	行動上著しい困難のある方が対象。外出時と外出前後を支援。外出前に、本人に不安を与えないような対応をしたり、外出時で問題行動等を起こしてしまった時の対応や外出中の身体的介護を行うサービス。	
通院介助	医療機関や公的機関に外出する際の支援を行います。	
乗降介助	乗車前後の屋内外の移動の介助や受診の手続きを支援します。	
移動支援	屋外での移動が困難な障害者(児)に外出時の支援を行います。	地域生活支援事業

●施設等で一時的に預かるサービス

短期入所(宿泊)	家で介護を行う人が病気や都合(冠婚葬祭・旅行・きょうだいの行事など)で介護ができないときに、施設等で一時的に預かるサービスです。	介護給付
日中一時支援事業 (日中のみの預かり)	※介護者の休養目的でも利用できます。	地域生活支援事業

●住まいの場としてのサービス

共同生活援助 (グループホーム)	『病院施設や家族のもとから離れて、一人で生活してみたいが、すぐに始めるのは心配…』という方が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で一般の住宅で共同生活します。 (介護サービス包括型) グループホーム施設内の介護スタッフにより介護サービスが提供されます。(以前のケアホーム型)外部のホームヘルパーサービスの利用は原則できません。	訓練等給付
	(外部サービス利用型) グループホーム事業者が外部の指定居宅介護事業所に介護サービスを手配・委託します。その外部事業者からホームヘルパーが派遣され、利用者は居宅サービスを受けることができます。	
自立生活援助	地域で単身生活をしている人の生活を支援するため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	
施設入所支援	施設に入所している方が対象です。 施設で入浴や排せつ・食事などの介護を行うサービスです。	介護給付

●通所するサービス(日中活動の支援)

生活介護	常に介護が必要な障害の重い方が対象です。施設等に通所をして、入浴・食事などの介護を受けながら、創作的活動やレクリエーションなどをして1日を過ごします。	介護給付
療養介護	常に介護が必要な障害の重い方の中でも、医療の必要な方が対象です。病院等に通所して、療養上の管理や看護・介護を受けながら、機能訓練(リハビリ)をして1日を過ごします。	
放課後等 デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するとともに、学校との連携・協働による支援を行います。	
地域活動支 援センター	地域で生活する障害者の皆さんのがくつろげる場です。日中活動の場として、創作的活動や生産活動、交流、スタッフに相談をしたりしながら1日を過ごします。	地域生活 支援事業

●通所するサービス(自立・就労の訓練)

自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、施設等に通所して一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けます。 (機能訓練) 身体障害者が対象 (生活訓練) 知的・精神障害者が対象	訓練等 給付
就労移行 支援	企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	
就労継続 支援	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識の向上のための訓練を行ないます。	
就労定着 支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	

【自己負担】

原則として費用の1割を支払います(残りの9割は町が負担します)

● 利用者負担額を軽減する制度

① 所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	自己負担なし
低所得	市町村民税非課税世帯の人	自己負担なし
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

また、利用するサービスや世帯構成によって、さらに軽減される場合があります。

利用や負担については富士北麓障害者基幹相談支援センター(p39~40)または町福祉推進課にご相談下さい。

② 高額障害福祉サービス

同じ世帯に障害福祉サービス(補装具にかかる利用者負担を含む)を利用する人が複数いる場合など、合算した額が上限額を超えた分は高額福祉サービス費が支給され、重くならないように配慮されています。

③ 入所者等の個別減免

入所施設やグループホームを利用している低所得者のうち、預貯金が一定額以下の人には個別の減免制度があります。

【富士北麓のサービス事業所】

●居宅介護・重度訪問看護・通院介助・乗降介助

あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田 2452-2	0555-22-8617
やさしい手 富士吉田事業所	富士吉田市下吉田 1446	0555-30-4441
有限会社 とまり樹	富士吉田市上暮地 1-18-34	0555-22-8998
ニチイケアセンター富士吉田	富士吉田市上吉田三枚畠 6537	0555-30-4103
セントケア富士吉田	富士吉田市下吉田 1945 北井45ビル2階	0555-30-4087
セントケア河口湖	富士河口湖町船津 2091-2 Sビル(船津) A号室	0555-83-3551
芙蓉荘	富士吉田市松山 1613	0555-22-5524
寿荘指定居宅介護事業所	富士吉田市下吉田 9-9-10	0555-24-2940
アンカケアサービス訪問介護事業所	富士吉田市松山 1278	0555-83-3700

●移動支援

富士河口湖町社会福祉協議会	富士河口湖町小立 2487	0555-72-1430
あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田 2452-2	0555-22-8617
やさしい手 富士吉田事業所	富士吉田市上吉田 5-9-5	0555-30-4441
セントケア河口湖	富士河口湖町船津 2091-2 Sビル(船津) A号室	0555-83-3551

●短期入所

富士聖ヨハネ学園	忍野村忍草 2748	0555-23-5155
富士北麓聖ヨハネ支援センター	富士吉田市下吉田東 1-10-18	0555-24-8390
はまなし寮	富士河口湖町船津字剣丸尾 6663-1	0555-72-5322
グループホーム”にしかつら”	西桂町倉見 47-2	0555-83-3170

●日中一時支援事業

Pal-Pal	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
はまなし寮	富士河口湖町船津字剣丸尾 6663-1	0555-72-5322
スイートベリーKATUYAMA	富士河口湖町勝山 298	0555-72-6682
あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田 3620	0555-22-8617
けやき園	富士吉田市下吉田 6663-1	0555-24-8862
富士聖ヨハネ学園	忍野村忍草2748	0555-23-5155
富士北麓聖ヨハネ支援センター	富士吉田市下吉田東 1-10-18	0555-24-8390
虹の谷(富士吉田市立ふれあいセンター)	富士吉田市上吉田 965-4	055-243-0963
アイラブ福祉研究所	富士河口湖町大嵐521-1	0555-20-4815
キッズサポート	富士河口湖町船津 3903	0555-72-9420
ワーカピア河口湖	富士河口湖町船津 3126-3-B	0555-72-9221

●生活介護

富士河口湖町社会福祉協議会 (基準該当生活介護)	富士河口湖町小立 2487	0555-72-1430
スイートベリーKATUYAMA	富士河口湖町勝山 298	0555-72-6682
はまなし寮	富士河口湖町船津字剣丸尾 6663-1	0555-72-5322
富士聖ヨハネ学園	忍野村忍草 2748	0555-23-5155
富士北麓聖ヨハネ支援センター	富士吉田市下吉田東 1-10-18	0555-24-8390
けやき園	富士吉田市下吉田 6663-1	0555-24-8862
Pal-Pal	富士河口湖町小立 2487-1	0555-83-3170
あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田 2452-2	0555-22-8617

●就労移行支援

Pal-Pal	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
けやき園	富士吉田市下吉田 6663-1	0555-24-8862
ありんこ	富士吉田市大明見 1-13-28	0555-22-7217
富士吉田市地域福祉交流センター	富士吉田市上吉田 2046	0555-20-1100
アエラーライフ	富士吉田市上吉田 957-2	0555-30-1042
ワーカビア河口湖	富士河口湖町船津 3126-3-B	0555-72-9221

●就労継続支援(A型)

扉	富士河口湖町船津 3148-14	0555-72-9424
---	------------------	--------------

●就労継続支援(B型)

Pal-Pal	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
スイートベリーKATUYAMA	富士河口湖町勝山 298	0555-72-6682
けやき園	富士吉田市下吉田 6663-1	0555-24-8862
富士北麓聖ヨハネ支援センター	富士吉田市下吉田東 1-10-18	0555-24-8390
ありんこ	富士吉田市大明見 1-13-28	0555-22-7217
富士吉田市地域福祉交流センター	富士吉田市上吉田 2046	0555-20-1100
富士ハイム	富士吉田市小明見 4556-2	0555-23-4877
福祉の実 たけのこ	富士吉田市旭5丁目1-1	0555-25-7080
アイラブ福祉研究所	富士河口湖町大嵐521-1	0555-20-4815
アエラーライフ	富士吉田市上吉田 957-2	0555-30-1042
ワーカビア河口湖	富士河口湖町船津 3126-3-B	0555-72-9221

●放課後等デイサービス

あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田 2452-2	0555-22-8617
ぱるっこ	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
おもちゃ箱富士吉田	富士吉田市新西原 2-12-1-1	0555-25-7177
シエル	富士吉田市上吉田 4244-6	0555-24-1125
キッズサポート	富士河口湖町船津 3903	0555-72-9420

通所支援ベルテール富士吉田園	富士吉田市竜ヶ丘 3-12-4	0555-28-6425
----------------	-----------------	--------------

●児童発達支援

おもちゃ箱富士吉田	富士吉田市新西原 2-12-1-1	0555-25-7177
シエル	富士吉田市上吉田 4244-6	0555-24-1125
キッズサポート	富士河口湖町船津 3903	0555-72-9420

●地域活動支援センター

河口湖ハーバル工房	富士河口湖町船津 6713-16	0555-72-3696
富士桜作業所	富士吉田市上吉田 5-8-17	0555-24-5061
くるみ福祉作業所	忍野村忍草 993-1	0555-84-1007

●共同生活援助(グループホーム)

ケアホームは「介護サービス包括型」としてグループホームと一元化しました。

グループホームそよかぜ	富士吉田市下吉田 5 丁目 1318	0555-22-7217
グループホーム”なかま”	西桂町倉見 47-2	0555-83-3170
河口湖聖ヨハネ ケアービレッジ	富士河口湖町船津 5204-2	0555-23-5155
忍野聖ヨハネ ケアービレッジ	忍野村内野 4595-2	0555-23-5155
明見聖ヨハネ ケアービレッジ	富士吉田市小明見 3754-3	0555-23-5155
城山聖ヨハネ ケアービレッジ	富士吉田市下吉田 1250-5	0555-23-5155
グループホームしら糸	富士吉田市上暮地 5-2-24	0555-24-8862
グループホーム希望の会	富士河口湖町船津 3961-1-B	0555-24-5061

●自立訓練(生活訓練)

ありんこ	富士吉田市大明見 1-13-28	0555-22-7217
グレイス・ロード 富士サポートセンタ ー(通所・宿泊)	富士吉田市下吉田東 1-9-1	0555-24-2201

精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）

精神疾患、精神障害を持つ方が社会復帰に向け活動する場です。

デイケアは、精神疾患や精神障害を持った方々が集まり、訓練や作業等の活動をします。活動へ参加することで生活のリズムを整え、仲間づくりや楽しみを見つけ積極性や自主性を取り戻そうというものです。

●対象となる方

在宅の精神障害者の方で、デイケアに参加することにより効果が期待できると判断され、かつ家族等の協力が得られ一人で参加できる方。

●実施日時・場所

毎週火曜日 午前10時～午後3時 実施

河口地区公民館 和室(第1・3・5火曜日)、富士河口湖町中央公民館 和室(第2・4火曜日)

●利用料

活動内容によって、一部を負担していただくこともあります。昼食は自己負担です。

●問い合わせ：富士河口湖町 福祉推進課 TEL 0555-72-6028

●相談窓口●

～富士北麓障害者基幹相談支援センター・保健所・児童相談所・

富士ふれあいセンター・相談員・民生委員～

富士北麓障害者基幹相談支援センター

社会福祉に関する専門的な知識をもった相談支援専門員が対応します。

富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村の6市町村共同で、平成29年4月3日(月)から富士北麓障害者基幹相談支援センター(通称:ふじのわ)を新たに設置しました。障害等のあるみなさんが、地域で安心して自分らしい生活ができるよう、社会福祉士や精神保健福祉士といった専門知識のある相談支援専門員が、相談や訪問、同行などいろいろな支援をします。

●どんな相談ができるの?

『どんなサービスが使えますか?』 ⇒ 各種福祉制度の利用援助、社会資源活用の支援

『働きたいのですが、どうしたらいいですか?』 ⇒ 就労に関する支援、専門機関の紹介

『将来、どのように生活したらいいか一緒に考えてほしい』 ⇒ 社会生活力を高める支援

『お金の管理が苦手』『トラブルに巻き込まれた』 ⇒ 権利擁護に関する支援

『同じ障害のある人と話をしたい』 ⇒ ピアカウンセリングの支援や当事者との出会いの支援

お困りなこと、不安なことは
ありませんか?
相談は無料です。
秘密は守ります。

相談は、
「電話」「センター窓口での面
接」「家庭訪問」「ファックス」
「メール」なんでもOKです。

対象は
身体・知的・精神・発達障害
者や児、高次脳機能障害、難
病のある方、その予備軍の方、
その家族です。



* 富士北麓障害者基幹相談支援センター **ふじのわ** について *

●相談できる日・時間：平日午前8時30分～午後5時15分まで

●お休みの日：土日・祝日・年末年始

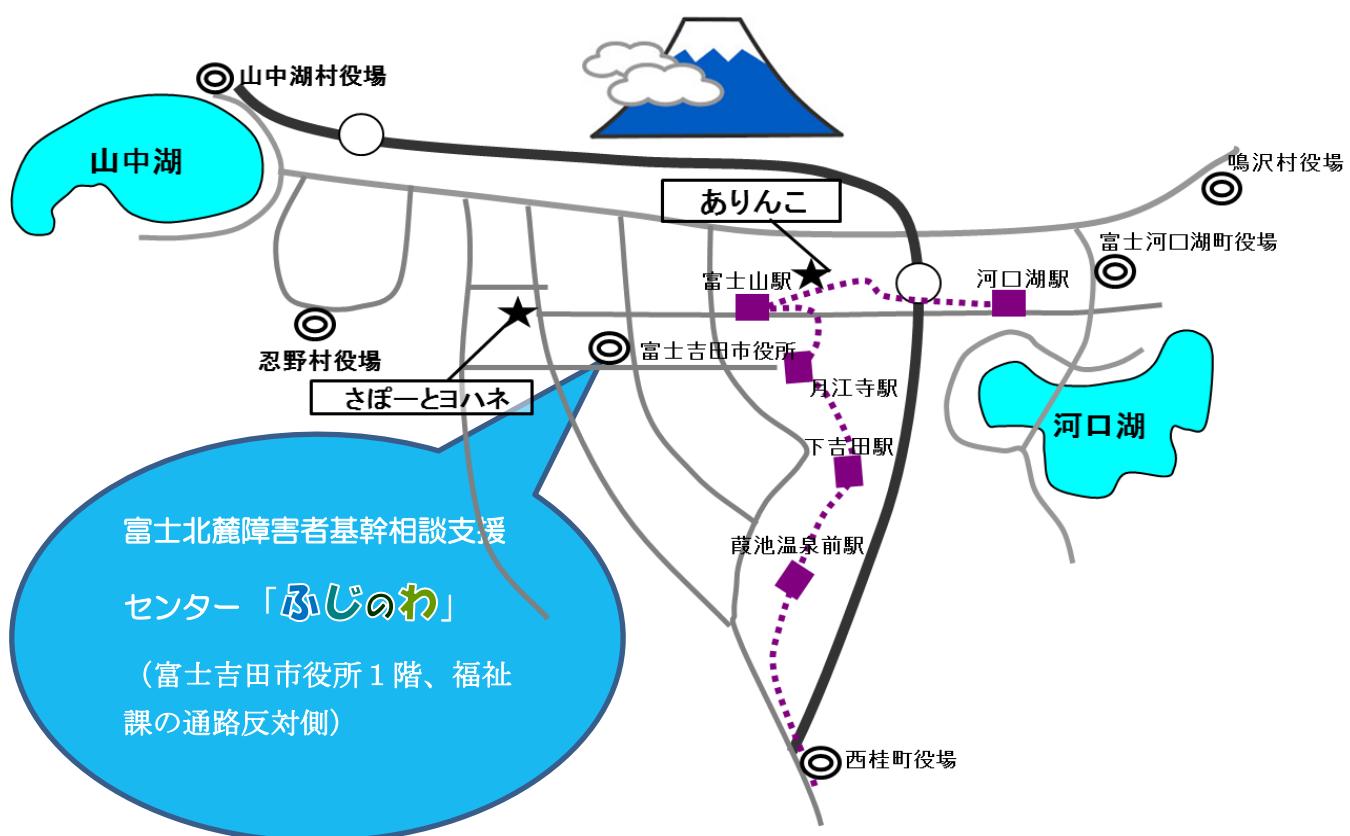
※相談できる時間以外の時間やお休みの日で、緊急に相談したい内容のある方には、
電話での休日・夜間対応が可能です。

●住所：〒403-8601

富士吉田市下吉田6丁目1番1号 富士吉田市役所内 1階

●連絡先： TEL 0555-28-6255

FAX 0555-22-1122



富士ふれあいセンター

平成8年4月に、富士北麓地域の障害者福祉推進の拠点として開設されました。障害者相談所、発達障害者支援センターを兼務しています。
『療育手帳・補装具の相談・判定』『機能訓練』『文化教室』『福祉機器等の展示』『点字図書、字幕入りビデオ等の貸出』などを行っています。

富士河口湖町船津 6663-1(山梨赤十字病院の上側)

TEL:0555-72-5533 FAX :0555-72-5539

富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）

富士北麓や東部地域の保健・衛生・福祉の総合的な事業を持っています。
また、保健所では、うつ病や統合失調症などの精神障害から軽い神経症まで、いわゆる「こころの病」にかかっている方や家族の相談をお受けしています。

富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 1,2 階(吉田中学校のとなり)

TEL:0555-24-9032 FAX:0555-24-9037

都留児童相談所

心身に障害のあるお子さんがすこやかに育つための療育・相談、療育手帳の判定を行っています。

都留市田原 3-5-24(都留文科大学の近く) TEL:0554(45)7835 FAX:0554(45)7836

※こどもメンタルクリニック

こころのケアが必要なお子さんや育児不安の親御さんなどの治療を目的に「子どもメンタルクリニック」を開所しています。毎週木曜日の午前中。事前にお問い合わせください。

民生委員活動

身近な地域で民生委員に相談できます

厚生労働大臣より委嘱された「民生委員」が、各地域により、地域社会の福祉全般の相談に応じています。地区担当がありますので、町の福祉推進課の地域福祉担当にご確認ください。

富士河口湖町福祉推進課 TEL:72-6028

障害者相談所

町は、障害者の福祉の増進を図るため、障害者の相談に応じ、障害者の更生に必要な援助を行うことを、障害者の更生援護に熱意と識見を持つ下記の相談員に委託しています。

身体障害者相談員 渡辺 武士(船津2220-7) TEL:72-0702

三浦 清美(長浜1518-1) TEL:82-2984

知的障害者相談員

精神保健福祉相談員 三浦 雅子(船津4334-3) TEL:72-0577

山梨県福祉プラザは、子供からお年寄りまで、障害のある方もない方も、すべての県民の幅広い福祉ニーズに対応する地域福祉推進の拠点です。身障者仕様のトイレ、高齢者や身障者が利用しやすいエレベーター、視覚障害者を音声で誘導するシステム、補聴器使用者に対する先進的な音声伝達システムなど、各種の設備機器を備えていますので、安心して御利用ください。

住所: 甲府市北新一丁目2番12号



《山梨県障害者相談所》 電話 055-254-8671

- * 身体障害者担当(身体障害者についての相談に応じています)
- * 知的障害者担当(18歳以上の知的障害者についての相談に応じています)
- * 補装具担当(補装具の処方、製作、修理及び判定)

《山梨県精神保健福祉センター》 電話 055-254-8644

精神保健福祉対策を進めるため、精神保健福祉に関する技術的な専門機関として設置されています。
 (1)精神保健福祉に関する技術指導援助 (2)関係職員の教育研修 (3)正しい知識の普及啓発
 (4)精神障害者の社会復帰や社会参加促進事業 (5)調査研究 (6)協力組織育成 (7)思春期・アルコール相談を含む心の健康相談等

心の電話相談(ストレス ダイヤル) 055-254-8700 精神科救急医療相談窓口 055-254-3119

《山梨県立聴覚障害者情報センター》 電話 055-254-8660 FAX 055-254-8665

聴覚障害者情報センターの主な業務は▼手話通訳者、要約筆記者・奉仕員の派遣▼手話、字幕入り番組ビデオの貸し出し▼自主番組の制作▼聴覚障害者の相談▼文化、学習などの活動支援があります。

《山梨県立介護実習普及センター》 電話 055-254-8680

介護実習普及センターでは、県民の皆さんに介護についての知識や技術を習得していただくため、介護に関する各種の講座を開設しています。介護機器の展示や介護についての相談も行っています。専門のスタッフが丁寧に対応いたしますので、どなたでも安心して御活用ください。

《山梨県こころの発達総合支援センター》 電話 055-254-8632

センターでは、発達障害[自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など]の方への支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行っています。

●聴覚障害者のためのサービス●

～手話通訳・要約筆記・手話・字幕つきビデオの貸し出し・
防災無線・緊急199のファックス・メールサービス～

手話通訳者・要約筆記者の派遣（意思疎通支援事業）

聴覚障害者が受診などの日常生活及び社会生活を営むために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。聞こえない人と聞こえる人のコミュニケーションを繋ぐ役割を担う事業（コミュニケーション保障）です。

【利用するには】

申請書を記入して、福祉推進課の窓口で申請をします。

※FAXでもかまいません。FAX番号：0555-72-6027

手話・字幕つきビデオの貸し出し（字幕・手話入りビデオライブラリー）

手話・字幕つきビデオの貸し出しを無料で行っています。テレビで放送された番組に字幕を付けたものと、自主制作番組があります。

【利用するには】 ※1週間で2本まで（郵送可、郵送代（割引制度あり）は自己負担）

山梨県立富士ふれあいセンター図書館 電話 0555-72-5533 FAX 0555-72-5539

山梨県立聴覚障害者情報センター 電話 055-254-8660 FAX 055-254-8665

災害等メール配信サービス

災害・交通安全・防犯の情報をメールで配信します。

【利用するには】 町の地域防災課に申し込みます。

富士河口湖町地域防災課 電話 0555-72-1170 FAX 0555-72-0969

聴覚障害者向け放送番組（目で聞くテレビ）

「目で聞くテレビ」は聴覚に障害のある方のための放送局です。ニュースや地域の話題からスポーツ、手話学習まで、手話と字幕をつけてさまざまな情報を届けています。

※2011年7月から地上デジタル放送に切り替わるのに伴い、

専用受信機『アイ・ドラゴンIV』が必要です（日常生活用具申請可）。

【問い合わせ】

CS障害者放送統一機構 電話 06-6242-6501 FAX 06-6242-6502

地域生活支援事業（養成事業）

【手話奉仕員養成講座】（入門・基礎）

5月～3月 毎週木曜日 午後7時～午後9時

※入門編：10月～3月 ※基礎編：5月～10月

【問い合わせ】

富士河口湖町社会福祉協議会 電話 0555-72-1430

●視覚障害者のためのサービス●

～視覚障害者情報サービス・点字図書・テープ図書(本や広報の朗読)の貸し出し
点字郵便物の無料扱い・点字での投票～

視覚障害者情報サービス

役場からの郵便物や保険証に点字をつけてわかるようにします。また、町において作成される文書等についても、SPコード添付を普及し、SPコード利用者への対応を充実します。

1)点字ラベル添付サービス(点字テプラで印刷した点字ラベルを添付します。)

①町より発送する封筒・ハガキ等への点字ラベル添付

②手帳・保険証等への点字ラベル添付

2)文書へのSPコード添付サービス

町において作成される文書等について、SPコードを添付します。

※ このサービスを利用するには、視覚障害者本人にSPコード読み取り装置を用意していただく必要があります。

【利用するには】申請書により、事前に障害担当に申請・登録をします。

点字郵便物の無料扱い

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。利用方法については、郵便局の窓口にお問い合わせください。

富士河口湖郵便局 電話番号:0555-22-3403

点字での投票

視覚障害者で、通常の文字が書けない人には、点字による投票が認められています。
入場券についても、希望される方には入場券の記載内容を点字にて対応します。

【利用するには】選挙管理委員会に申し込みます。

●『働きたい』を支援するサービス●

～障害者求職登録・ジョブコーチ・トライアル雇用・社会適応訓練～

ハローワークでの障害者求職登録（どうやって仕事をみつけるの？）

ハローワークでは、障害者の専門窓口を設置して、企業への就職のための職業相談・紹介を行っています。はじめて登録する方は、障害者手帳を持参し、住所を管轄するハローワークで登録をします。聴覚障害者の方は、手話通訳による職業相談も行っています。

⇒ハローワーク富士吉田 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3 電話23-8609 FAX24-4019

ジョブコーチ（1人で仕事ができるかなあ・・・）

ジョブコーチは企業と障害者の間に立ちみんなが安心して働ける職場作りのお手伝いをします。一人で就職するのが難しい！という障害のある方のために、ジョブコーチと呼ばれる人が一緒に職場で付き添います。企業や本人の不安が解消されるにつれて、少しずつ付き添うレベルを少なくしていく、最終的には1人で仕事が出来るようにします。就職後も、職場を定期的に訪問するなど、アフターケアも実施します。利用するには、ハローワークに相談しましょう。

トライアル雇用（自分にあってる会社なのか心配・・・）

短期間(原則として3か月間)試行的に働き、その間にお互いの理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。つまり、自分も会社もお互いがいるかを考える期間です。利用するには、ハローワークに相談しましょう。

障害者雇用を支援する機関（就労についていろいろ相談したい・・・）

⇒山梨県障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、地域の関係機関の連携拠点となり、また就業面及び生活面における一体的な支援を行います。

『ありす』富士吉田市新西原3-4-20 TEL0555-30-0505

⇒山梨県障害者職業センター

障害者の職業自立及び雇用の促進・安定を図るため、次の業務を行っています。

- ①障害の状況に応じた職業自立及び能力や特性に合った仕事を見つけるための職業相談。
- ②基本的な労働習慣を身につけるための職業準備訓練。
- ③仕事上の悩みやトラブルを解決するための職場への適応指導。

山梨県甲府市湯田2丁目17番地14号 TEL055-232-7069 FAX055-232-7077

⇒富士北麓障害者基幹相談支援センター

p39~40をご参照ください。

社会適応訓練

山梨県が委託した協力事業所での作業訓練を通して、精神障害者が自信や意欲を取り戻し、社会復帰のきっかけにしていくことを目的とする事業です。

※対象者・事業所を調査の結果、事業に適すると認められた場合のみ利用できます。

【問い合わせ】富士・東部保健所 富士吉田市上吉田1丁目2-5 電話0555-24-9035

●障害者の権利をまもる制度●

～日常生活自立支援事業・成年後見制度～

日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではなく、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理に不安を感じている方に支援します。サービス利用料は無料です。

【サービスの内容】

1. 福祉サービスの利用援助サービス

- 福祉サービス利用の手続きが複雑で一人では難しい。など

2. 日常的な金銭管理サービス

- 生活費が計画的に使えない、誰かに金銭の管理をしてほしい。
- 病院等の医療費や公共料金の支払い など

3. 大切な書類をお預かりして保管するサービス

- 預金通帳・印かん・年金証書・大切な書類をなくしてしまう。

【利用するには】

富士河口湖町社会福祉協議会にご相談ください。利用者と契約後に支援が始まります。

富士河口湖町社会福祉協議会 電話 055-72-1430

成年後見人制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を、法律的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

【成年後見人に頼めること】

『財産の管理や手続き』や『介護などのサービスを受けるための契約や、病院や施設の入所に関する契約』を、本人に代わって成年後見人が行うので安心して生活を送ることができます。

【メリット・デメリット】

(メリット)

高額な支払いをする契約行為は成年後見人が代理して行うので、悪質商法の被害にあう心配がなくなります。もし契約をしてしまっても、本人が単独で行った行為は取り消しが出来ます。

(デメリット)

選挙権を失い、選挙があっても投票ができなくなります。

【問い合わせ】

成年後見センター・リーガルサポート山梨 電話 055-253-6900

山梨県社会福祉士会(相談事業委員会 萩原学) 携帯電話：090-4175-6209

家庭裁判所都留支部 電話 0554-43-2185

富士河口湖町役場福祉推進課 0555-72-6028

【成年後見制度利用支援事業について】

町には、費用負担が困難な方に対し、申し立て等に要する費用や成年後見人に支払う報酬を支援する制度があります。利用は相談のうえ、必要に応じて決定します。

●難病の方を支援する制度●

～特定疾患治療研究事業・難病患者等居宅生活支援事業・

山梨県難病相談・支援センター～

特定疾患治療研究事業

平成27年7月1日から難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)が56疾病から306疾病に拡大しています。詳しくは「難病情報センター」のホームページをご覧ください。

<http://www.nanbyou.or.jp/>

難病情報センター

検索



【助成を受けるためには】

富士・東部保健福祉事務所に申請をします。

富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校のとなり) TEL:0555-24-9032

山梨県難病相談・支援センター

相談のほかにも、難病患者の仲間づくりや集いなど、同じ疾患をもつ患者や家族の交流の機会を提供するとともに、機関紙の発行やホームページ等により、難病についての情報提供を行い、患者や家族の精神的負担の軽減につとめます。

※運営:山梨県患者・家族団体協議会

山梨県甲府市太田町9-1 TEL・FAX (055)223-3241

URL <http://www.nanbyou-soudan.jp/>

●病気のお子さんを支援する制度●

～小児慢性特定疾患・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業～

小児慢性特定疾患治療研究事業

慢性疾患のある児童が対象です。小児慢性疾患のなかでも、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になります。ご家庭の医療費の負担を軽減するため、医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

【給付の対象】

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| * 悪性新生物(急性リンパ性白血病など) | * 慢性腎疾患(ネフローゼ症候群など) |
| * 慢性呼吸器疾患(慢性肺性心など) | * 膜原病(川崎病、若年性関節リウマチなど) |
| * 糖尿病(1型糖尿病、2型糖尿病など) | * 先天性代謝異常(軟骨無形性症など) |
| * 血液・免疫疾患(血友病など) | * 慢性消化器疾患(先天性胆道閉鎖症など) |
| * 神経・筋疾患(ウエスト症候群など) | * 慢性心疾患(心室中隔欠損症、左心低形成症候群など) |
| * 内分泌疾患(成長ホルモン分泌不全性低身長、先天性甲状腺機能低下症など) | |

【助成を受けるためには】

富士・東部保健福祉事務所に申請します。

富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎1階(吉田中学校のとなり) TEL:0555-24-9032

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

ご家庭で療養している小児慢性特定疾患対象の児童が対象です。日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。

※身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳での日常生活用具が優先となります。

【給付対象】

- ①便器 ②手すり(便器に手すりをつけた場合) ③特殊マット ④特殊便器 ⑤特殊寝台
- ⑥歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等) ⑦入浴補助用具 ⑧特殊尿器
- ⑨体位変換器 ⑩車いす(電動以外の場合) ⑪頭部保護帽 ⑫電気式たん吸引器
- ⑬クールベスト ⑭紫外線カットクリーム

【給付を受けるには】 子育て支援課の窓口で申請します。

■申請に必要なもの ①申請書(窓口にあります) ②印かん ③小児慢性特定疾患受診券

●富士北麓の障害者団体・家族会●

名 称	代表者氏名	連 絡 先	備 考
障害者の在宅福祉を考える会 さくらんぼ	会長 渡辺和彦	(事務局) 富士吉田市下吉田 5378 TEL. 0555(23)6164	障害のある方の親・家族の集まりで、共にこの富士北麓の地で明るく元気に暮らしていくことを目的として活動している。
障害者の地域生活を考える保護者連絡会 ひつじ	会長 伊藤正範	(事務局) 南都留郡忍野村忍草2748 富士聖ヨハネ学園 TEL. 0555(23)5155	富士北麓地域に生活する障害児者の各福祉団体、授産施設、作業所に通う障害者の保護者団体が中心となり、障害を持つ人たちの生きがいのある地域生活向上を目指している。
富士河口湖町 心身障害児者を守る 父母の会	会長 堀内里美	町社会福祉協議会 富士河口湖町河口 1531-2 TEL. 0555(76)6054	心身障害児者並びに父母が相互に親睦を図る。
富士河口湖町 障害者福祉会	会長 渡辺武士	(事務局) 富士河口湖町小立 2487 TEL. 0555(72)1430	町内障害者により活動・運営。



●障害者マーク●

～国際シンボルマーク・クローバーマーク・耳マーク・ハートビルマーク・オストメイトマーク～

国際シンボルマーク



障害のある人々が利用できる建物や設備であることを示す世界共通のマーク

【購入方法(取り扱い)】

①障害者社会参加推進センター

山梨県障害者福祉協会(直接販売)

住所: 甲府市北新一丁目2番12号
(山梨県福祉プラザ内)

電話番号: 055-252-0100

利用時間: 午前8:00～午後5:00

休み: 月曜日・祭日・年末年始



※障害者であることが証明できる手帳や手帳のコピーを持参。

②自立ネットワーク山梨(直接販売・郵送)

住所: 甲府市川田町506番地

電話番号: 090-8879-0098

利用時間: 午前8:30～午後4:00

休み: 日曜日・月曜日・祭日

やまなし思いやりパーキング制度



障害のある方や高齢者の方、けが人の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗、障害者等用の駐車場を安心して利用できるように支援する制度です。また、「思いやり駐車区画」は利用証をお持ちの方が利用できます。



「思いやり駐車区画利用証」の申請は、福祉推進課の窓口
でお願いします。(p18～19)

クローバーマーク（身体障害者標識）



肢体不自由の障害者が運転している自動車であることを示すマーク
道路交通法に定められています。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方で、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込みをした場合は交通違反となります。

【購入方法】

富士吉田警察署にお問い合わせください。

問い合わせ先 0555-22-0110

聴覚障害者マーク



聴覚障害者が運転している自動車であることを示すマーク

平成20年6月1日の改正道路交通法施行に伴い、聴覚に障害のある方が運転するとき、車両の前後部にマークの表示が義務付けられることとなります。

耳マーク

耳の不自由な人であることをあらわすマーク。



耳が聞こえない、聞こえにくいということは、外見からはわかりにくいので、その不安をもった人たちのコミュニケーションをサポートするためにつくられました。このマークにより、聴覚障害者は、援助を求めやすい環境になります。

【購入方法】

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX. 03-3354-0046

ハートビルマーク

建物がハートビル法認定の建物であることを表しています。



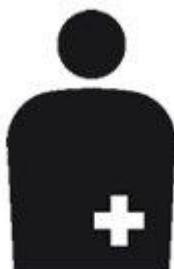
※ハートビル法とは

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。

高齢者や障害者などの方々が安心して利用できる建築物(ハートビル)を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりを目的とした法律です。

オストメイトマーク

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すマーク



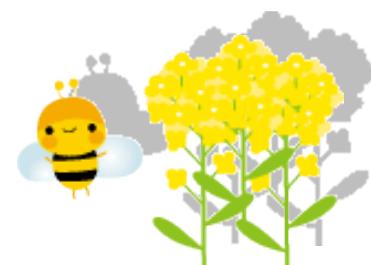
オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。

※オストメイト用トイレ

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。

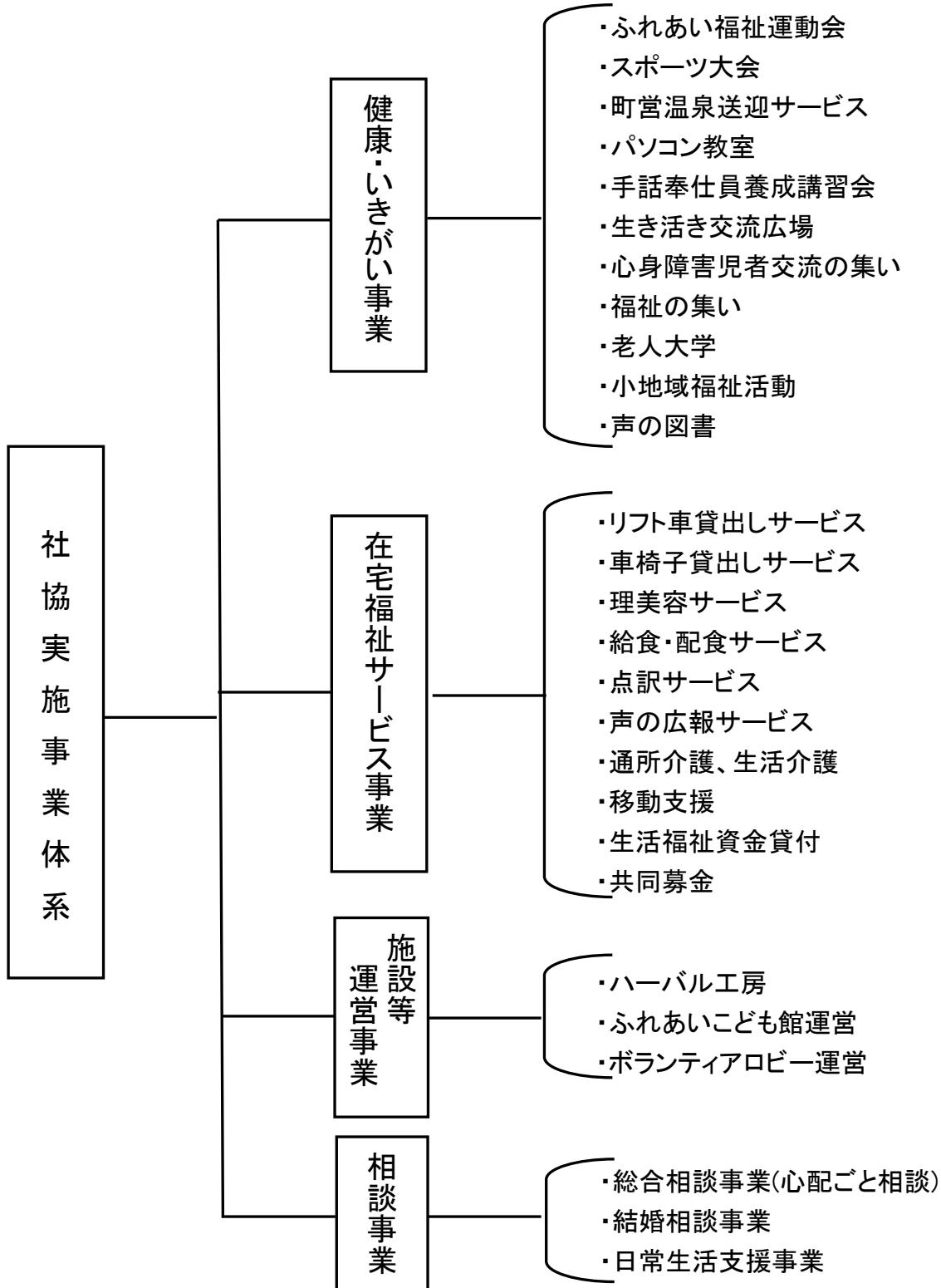
山梨県内の設置箇所

山梨県立の施設	町立の施設
山梨県庁 本館7階	富士河口湖町生涯学習館
山梨県立中央病院	船津ふれあい館
山梨県立美術館	
山梨県立博物館	
山梨県民文化ホール	



●社会福祉協議会実施事業●

富士河口湖町社会福祉協議会では、以下の事業を受託、実施しています。



富士河口湖町社会福祉協議会

富士河口湖町小立 2487

TEL:0555-72-1430 FAX:0555-72-3606

健康・いきがい事業

ふれあい福祉運動会	対象者	老人クラブ会員、障害者等
	内容	毎年10月または11月 高齢者、障害者の健康増進、社会参加を目的に実施。
ふれあいスポーツ大会	対象者	老人クラブ会員、障害者、母寡連等
	内容	年1回実施 ペタンクとグランドゴルフを隔年で行い、社会参加 健康増進と交流を図るために実施。
町営温泉への送迎	対象者	70歳以上の方 身体障害者手帳をお持ちの方
	内容	高齢者、障害者の利便を図るために、町営温泉への送迎 をします。
視覚障害者パソコン教室	対象者	視覚障害者の希望者
	内容	音声ソフトを使用し、ワード、エクセル、インターネット等の パソコン操作の教室
聴覚障害者パソコン教室	対象者	聴覚障害者の希望者
	内容	ワード、エクセル、インターネット等のパソコン操作の教室
手話奉仕員養成 講習会	対象者	富士河口湖町在住の方
	内容	厚生労働省が定めるカリキュラムに基づいた講習会(入門 36 時間、基礎 44 時間)。 テキスト代は自己負担。講習料は無料。
生き活き交流広場	対象者	外出する機会が少ない高齢者
	内容	軽運動、趣味活動などを行う。 ※船津福祉センターにて年間36回(月3回)実施しております。
心身障害児者交流の集い	内容	心身障害児者と、その家族、ボランティア等とのふれあい の場として、また、学習の場として実施
福祉の集い ボランティア交流の集い	内容	町福祉活動にご理解、ご協力をいただいた方への感謝状 の贈呈式と合わせ、ボランティア交流の集いを実施
老人大学	対象者	老人クラブ会員の希望者
	内容	高齢者の学習の場、社会参加の場として実施 ※自己負担有り
小地域福祉活動	対象者	活動を希望する区又は地区
	内容	「近隣同士が共に支えあう地域づくり」が活動目的。各地域 の特性を生かした住民参加による活動を推進。
声の図書	対象者	希望者
	内容	朗読勉強会の皆さんのが朗読した童話や自叙伝などの作 品を無料で貸出しています。

在宅福祉サービス事業

リフト車貸出サービス	対象者	富士河口湖町在住で次に該当する方 ・介護を必要とする高齢者の方 ・身体障害者手帳を所持し、車椅子で日常生活を営む方 ・普通の車での移動が困難と認められる方
	費用等	利用日の一週間前までに申請 自己負担 車にかかる燃料費を負担とする。 原則 2 日以内
車椅子貸出サービス	対象者	介護が必要な方
	期間	原則 3 ヶ月以内
理美容サービス	対象者	65 歳以上のねたきりの方。または、介護保険において要介護度 4 以上の方
	費用等	福祉推進課に申請し、利用認定を受けてください。 3 ヶ月に 1 回で費用は無料。
給食サービス	対象者	食事が作れない次のいずれかの要件を満たす方 ・70 歳以上の独り暮らしの方 ・75 歳以上の高齢者のみ世帯の方 ・障害者のみ世帯又は障害者と 70 歳以上の高齢者のみの世帯の方
	内容	第 2・4 水曜日の昼食を民生委員さんが届けます。 ※見守りも兼ねているので、必ず家にいてください。 また、第 1・3・5 水曜日は業者が届けます(配食サービスも申請してください)
	費用等	申請は福祉推進課で行ってください。※必ず、事前に民生委員と役場担当者に相談してください。 無料です。
配食サービス	対象者	食事が作れない次のいずれかの要件を満たす方 ・65 歳以上の独り暮らしの方 ・65 歳以上の高齢者のみ世帯の方
	内容	毎週月・火・木・金曜日、第 1・3・5 週の水曜日のお昼に業者が届けます。
	費用等	申請は福祉推進課で行ってください。※必ず、事前に役場担当者に相談してください。 1 食 300 円(水曜日は無料)
点訳サービス	対象者	視覚障害者の希望者
	内容	隨時、電話やバスの時刻表などをボランティアさんに点訳していただき届けてきます。

声の広報サービス		対象者	視覚障害者の希望者
		内容	町で発行している広報「富士河口湖」をボランティアさんが朗読、CDへの吹き込みをしたものを届けています。
通所介護 生活介護		対象者	介護保険(高齢者)、自立支援給付(在宅身体障害者)の認定を受けている方
		内容	日帰り入浴サービス、日常生活訓練等
		費用	原則、介護給付費の1割相当
移動支援		対象者	重度の視覚障害者(児)及び脳性まひ者(児)等、全身性障害者(児)
		内容	次の外出時に付き添う ・町民大会等、各種行事出席のための外出 ・学校行事への参加のための外出 ・公的施策によって行われる研修、講義等への出席のための外出 ・冠婚葬祭のための外出等
生活福祉資金貸付		対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
		内容	資金貸出しには、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類があります。貸出しには各種要件があります。
共同募金	募金運動	内容	毎年10月～3月 区、自治会、民生委員、学校、企業、事業所等、住民の皆様のご協力をいただいて募金活動を行う。
	歳末助け合い	内容	毎年12月 民生委員さんのご協力をいただいて、県民運動の募金による金品を該当者へと配布します。

施設等運営事業

ハーバル工房	内容	心身障害児者に社会参加の場を提供する。
こども館	対象者	小学校1年～3年生(4年生以上は応相談) 放課後、保護者が不在の家庭の児童
	内容	留守家庭児童に放課後健全な遊びの場を提供する。
ボランティアロビー	内容	・ボランティア活動の相談、登録、斡旋 体験教室(夏休みボランティア教室、福祉教育講師派遣等) ・「ボランティアだより」の発行(偶数月) ・福祉作文、ボランティア活動ポスターの作品募集及び展示

相談事業

総合相談事業	内容	弁護士、民生児童委員さんが相談をお受けします。
	実施日	毎月20日
結婚相談事業	内容	職場や家庭の事情などにより、結婚相手にめぐりあう機会の少ない方のために、結婚相手の紹介や相談に応じ、幸せな家庭が築かれるよう協力する。
日常生活支援事業	対象者	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、ご自分の判断に不安を感じている方
	内容	<ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な事務手続き援助・福祉サービスの利用支援などの日常的生活支援・各種預貯金管理・公共料金など支払等の日常的金銭管理



生活福祉資金種類別貸付対象一覧

福祉資金の種類	貸付内容	限度額
総合支援資金		
生活支援費	離職して2年以内で、求職活動中であり、生活再建までの間に必要な生活費用。	(単身) 15万円/月 (2人以上) 20万円/月
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用。	40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
福祉資金		
福祉費 *保証人がいる場合 無利子となります。	住宅の移転、増改築、補修に必要な経費。 障害者用自動車、福祉用具等の購入経費。 医療・福祉サービスの利用に必要な費用とその期間中の生計維持に必要な経費。 冠婚葬祭、その他 日常生活上で一時的に必要な経費。	580万円以内 用途によって 目安額、上限額を設定する。
緊急小口資金 *無利子	緊急かつ一時的に生計維持が困難になった際の 小額貸付。保証人は不要。	10万円以内
教育支援資金		
教育支援費	低所得世帯の世帯員が高校、大学、専門学校に 修学するために必要な経費。	高校 3.5万円/月 短大 高専 6万円/月 大学 6.5万円/月
就学支度費	低所得世帯の世帯員が高校、大学、専門学校へ 入学するために必要な経費。	50万円以内
不動産担保型生活資金		
不動産担保型生活資金 (一般世帯向け)	低所得の高齢者世帯に、一定の居住用不動産を 担保に貸し付ける生活資金。	土地評価額に 応じる
不動産担保型生活資金 (要保護世帯向け)	要保護の高齢者世帯に、一定の居住用不動産を 担保に貸し付ける生活資金。	土地評価額に 応じる



令和元年度
富士河口湖町
福祉推進課